

別紙２ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則及び
脱炭素成長型経済構造移行推進機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（案）等の変更点

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（案）等の意見募集実施時からの変更点は以下のとおりです。なお、修正箇所のパージ番号はパプコメ公募案のパージ番号である。

1. 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（案）の変更点

整理番号	修正箇所	修正内容	備考
1	P6 第 5 条第 1 項第 1 号	「 <u>以下この条において</u> 「主務省令」という。」とすべきところ、「 <u>以下この条及び第九条第一項第一号において</u> 「主務省令」という。」となっていたため修正。	技術的修正
2	p7 第 5 条第 1 項第 1 号口	「潤滑油等（潤滑油、グリース及びパラフィンろうをいう。以下この条及び次条第一項の表の十二の項において同じ。）」とすべきところ「潤滑油等（潤滑油、グリース及びパラフィンろうをいう。以下この条及び次条の表の十二の項において同じ。）」となっていたため修正。	技術的修正
3	p8~10 第 5 条第 1 項第 3 号及び第 4 号、 p13~17 第 5 条第 1 項第 7 号から第10号まで、 p30、31 第 5 条第 2 項第 3 号及び第 4 号、 p33、34 第 5 条第 2 項第 7 号から第10号まで、 p40、41 第 5 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、 p43、44 第 5 条第 3 項第 7 号から第10号まで、 p51 第 5 条第 4 項第 3 号及び第 4 号、 p52、53 第 5 条第 4 項第 7 号から第10号まで	本省令において「Aの製造工程」と「A製造工程」で表現が揺れていたため、「Aの製造工程」に統一するよう修正。	技術的修正
4	p20、22 第 5 条第 1 項第13号及び第14号、 P35 第 5 条第 2 項第13号及び第14号、 P46、47 第 5 条第 3 項第13号及び第14号、 p54、55 第 5 条第 4 項第13号及び第14号	「電気炉」と「電炉」で表現が揺れていたため、「電気炉」に統一するよう修正。	技術的修正
5	p27 第 5 条第 1 項第18号、 p37 第 5 条第 2 項第18号、 p49 第 5 条第 3 項第18号及び、 p56 第 5 条第 4 項第18号	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第三十二条第二項第四号イの主務省令で定める事業分野等に関する命令（案）（以下「主務省令」という。）の修正を受けて、「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項に規定する事業用自動車であって貨物の運送の用に供するものによる貨物の運送に係る事業活動」を「貨物の運送に係る事業活動」に修正。	技術的修正
6	p28 第 5 条第 1 項第19号、 p37、38 第 5 条第 2 項第19号、 p49 第 5 条第 3 項第19号、 p57 第 5 条第 4 項第19号	主務省令の修正を受けて「主として鋼材の運送に係る事業活動」を「主たる貨物が鋼材である運送に係る事業活動」に修正。	技術的修正
7	p29 第 5 条第 1 項第20号、 p38 第 5 条第 2 項第20号、 p50 第 5 条第 3 項第20号、 p57 第 5 条第 4 項第20号	主務省令の修正を受けて「航空機の運航に係る事業活動」を「貨物又は旅客の輸送に係る事業活動」に修正。	技術的修正
8	p46,47 第 5 条第 3 項第13号及び第14号	電気炉に係る二酸化炭素の排出を伴う活動を適正化すべく、第 5 条第 3 項第13号イ及び第14号イは削除し、それに伴い、両号の口及びハを以下のとおり修正。 ＝ <u>イ 次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げる溶剤の焼却</u> <u>ロ イに掲げるもののほか、次条第三項の表の各項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼</u>	技術的修正
9	p53 第 5 条第 3 項第 9 号	「試験及び」と「坑井」の間の空欄は不要であるため、削除。	技術的修正
10	p59 第 5 条第 7 項	「～同項の規定にかかわらず、」とすべきところ「～前項の規定にかかわらず、」となっていたため修正。	技術的修正
11	p59,60 第 6 条第 1 項、 p126 第 6 条第 2 項、 p152 第 6 条第 3 項、 p164 第 6 条第 4 項	「次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ <u>同表の第二欄</u> に掲げるものとし、同号口の経済産業省令で定める係数は、 <u>同欄</u> に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄 <u>に</u> 掲げるものとする。」とすべきところ、「次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ <u>第二欄</u> に掲げるものとし、同号口の経済産業省令で定める係数は、 <u>同表の第二欄</u> に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄 <u>で</u> 掲げるものとする。」となっていたため修正。	技術的修正
12	p60 第 6 条第 1 項の表の 1 の項の第 1 欄	輸送以外の事業活動において、工場又は事業場以外で使用する燃料が算定対象外であることを明確化すべく、「一 燃料（別表第一に掲げるものを除く。）の使用」を「一 工場若しくは事業場における燃料の使用（別表第一に掲げるものを除く。）又は輸送に係る燃料の使用（別表第一に掲げるものを除く。）」に修正。	技術的修正
13	P77 第 6 条第 1 項の表の 1 の項のヨの第 4 欄	「～発熱量三十六・三に、当該ジェット燃料油の一ギガジュール」の後に余分な空白があり、削除。	技術的修正

14	p69,74,89,91～92,97 第6条第1項の表の1の項のチ、ヲ、ウ、ノ及びヤの第2欄 P106, 107,112,第6条第1項の表の3の項のハの第2欄、ニの第2欄、同表の5の項のイの第2欄及びロの第2欄、 p144～148 第6条第2項の表の9の項のイからへまでの第2欄 p156、157、159、162 第6条第3項の表の3の項の第イ、ロ、ホ及びトの第2欄	第6条第1項の表の1の項の第2欄チにおいて「 <u>第四欄</u> において同じ。」としていたところ、特定先を明確化すべく「 <u>このチの第四欄</u> において同じ。」に修正。第6条第1項の表の1の項の第2欄ヲ、ウ、ノ及びヤ、第6条第2項の表の9の項の第2欄イからへまで並びに 第6条第3項の表の3の項の第2欄イ、ロ、ホ及びトにおいても同じく修正。 同様に、第6条第1項の表の3の項のハの第2欄、ニの第2欄、同表の5の項のイの第2欄及びロの第2欄についても、「～（～されたものに限る。この○の第四欄において同じ。）」とすべきところ（○は、当該第四欄が属する第二欄の区分）、「～（されたものに限る。）」になっていたため修正。	技術的修正
15	p87 第6条第1項の表の1の項	「 <u>厶</u> 液化天然ガス～」とすべきところ、「 <u>丂</u> 液化天然ガス～」となっていたため修正。	技術的修正
16	p91 第6条第1項の表の1の項の第2欄ノ	「高炉ガス（発電用高炉ガスを除く。～）」とすべきところ、「高炉ガス（ <u>オ</u> の発電用高炉ガスを除く。～）」となっていたため修正。	技術的修正
17	p96 第6条第1項の表の1の項のヤの第4欄	明確化の観点から「～（当該都市ガスごとの発熱量をいう。）」を「～（当該都市ガスごとに定まる発熱量をいう。）」に修正	技術的修正
18	p97 第6条第1項の表の1の項のマの第4欄 p100～102 第6条第1項の表の1の項のケの第4欄 p102～103 第6条第1項の表の1の項のフの第4欄	「当該固体燃料」とすべきところ、「当該燃料」となっていたため修正。第6条第1項の表の1の項のケ及びフにおいても同趣旨の修正を行い、「当該液体燃料」と「当該気体燃料」に修正。	技術的修正
19	p100～101 第6条第1項の表の一の項のケの第4欄	規定の趣旨を明確化すべく「次のうちいずれか大きい数 (1)」「(2)」を、「次のイ又はロに掲げる単位の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数 イ トン」「ロ キロリットル」に修正。	技術的修正
20	p101 第6条第1項の表の1の項のケの第4欄(1)	「十二分の <u>四十四</u> 」とすべきところ、「十二分の <u>十四</u> 」になっていたため修正。	技術的修正
21	p104、105、111、112、113、116～119、121、122、124、125第6条第1項の表の2の項から17の項の第1欄 p126、129、132、137、139、140、142、143 第6条第2項の表の1の項から9の項の第1欄 p153、154、157 第6条第3項の表の1の項から3の項の第1欄 p164～166 第6条第4項の表の1の項から3の項の第1欄	燃料の使用以外の事業活動に係る二酸化炭素の排出を伴う活動においても別表第一の場合は算定対象外であることを明確化すべく、第6条各項の表の第1欄において「～別表第一に掲げるものを除く。）」を追記。なお、これに伴う技術的事項の修正も行う。	技術的修正
22	p104 第6条第1項の表の2の項の第1欄	規定の明確化から、「生石灰の原料としての鉱物の使用」を、「生石灰(炭化カルシウムの原料として製造するものを除く。)の原料としての鉱物の使用」に修正	技術的修正
23	P115 第6条第1項の表の7の項の第2欄	「炭化ケ」の後に余分な空白があり、削除	技術的修正
24	p115～117 第6条第1項の表の7の項から10の項までの第2欄 p120～123 第6条第1項の表の13の項から16の項までの第2欄 p139 第6条第2項の表の5の項の第2欄及び6の項の第2欄 p154 第6条第3項の表の2の項の第2欄 p164,165 第6条第4項の表の1の項から3の項までの第2欄	表の一つの項において、第2欄を複数規定していない場合は、「イ」と規定する必要はないため修正。	技術的修正

25	P119,120 第 6 条第 1 項の表の12の項のイの第 4 欄及びハの第 4 欄	「～ <u>伴</u> い排出られるトンで」の後に余分な空白があり、削除。	技術的修正
26	P124 第 6 条第 1 項の表の16の項の第 1 欄、 P156～157 第 6 条第 3 項の表の 3 の項の第 1 欄	「以下この項において同じ。）」は不要であり、削除。	技術的修正
27	p151 第 6 条第 2 項の表の 9 の項のワの第 4 欄	「～ <u>伴</u> い排出されるトンで表した～」とすべきところ、「～ <u>伴</u> う排出されるトンで表した～」となっていたため修正。	技術的修正
28	p152 第 6 条第 2 項の表の 9 の項のワの第 2 欄	「～ <u>一</u> 立方メートル」とすべきところ、「立方メートル」となっていたため修正。	技術的修正
29	P155 第 6 条第 3 項の表の 3 の項の第 1 欄	「（ホにおいて「廃棄物処理法」という。）～」を「（以下この表において「廃棄物処理法」という。）～」に修正。	技術的修正
30	p157 第 6 条第 3 項の表の 3 の項のハの第 2 欄	明確化の観点から、「合成繊維」を「合成繊維(廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物であるものを除く。このハの第四欄及びトにおいて同じ。）」に修正	技術的修正
31	p158 第 6 条第 3 項の表の 3 の項のニの第 2 欄	明確化の観点から、「廃タイヤ」を「廃タイヤ（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物であるものに限る。このニの第四欄及びホにおいて同じ。）」に修正	技術的修正
32	p158、159 第 6 条第 3 項の表の 3 の項のホの第 2 欄	「廃タイヤ以外の廃プラスチック類（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物であるものに限る。このホの第四欄において単に「廃プラスチック類」という。）」とすべきところ、「合成繊維及び廃タイヤを除く廃プラスチック類以外の廃プラスチック類（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物（第四欄において単に「廃プラスチック類」という。）であるものに限る。）」となっていたため修正。	技術的修正
33	p160 第 6 条第 3 項の表の 3 の項のヘの第 2 欄	明確化の観点から、「ポリエチレンテレフタレート製の容器」を「ポリエチレンテレフタレート製の容器（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物であるものを除く。このヘの第四欄及びトにおいて同じ。）」に修正	技術的修正
34	p161、162 第 6 条第 3 項の表の 3 の項のトの第 2 欄及び第 4 欄	第 2 欄について、「廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物以外の廃プラスチック類（合成繊維及びポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。」「～単に「産業廃棄物以外の廃プラスチック類」という。）」とすべきところ、「廃プラスチック類（合成繊維、廃タイヤ、ホの合成繊維及び廃タイヤを除く廃プラスチック類以外の廃プラスチック類及びポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。第四欄において同じ。）」となっていたため修正。 第 4 欄の「廃プラスチック類の～」を「産業廃棄物以外の廃プラスチック類の～」に修正。	技術的修正
35	p163 第 6 条第 3 項の表の 3 の項のリの第 2 欄	明確化の観点から、「紙おむつ」を「紙おむつ（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物であるものを除く。このリの第四欄において同じ。）」に修正	技術的修正
36	P166 第 6 条第 5 項	「～令第一条第一項第一 <u>号</u> 口～」とすべきところ、「～令第一条第一項第一項口～」となっていたため修正。	技術的修正
37	p169 第 9 条第 1 項	第 9 条の算定方法を用いることの事前の届出期限を適正化すべき「届出年度の七月末日までに、」を「法第三十三条第一項の規定による届出前に、」に修正。	技術的修正
38	p170 第 9 条第 1 項	「～事業活動を <u>い</u> う。以下この条において同じ。）」とすべきところ「～事業活動を <u>い</u> いう。以下この条において同じ。）」となっていたため修正。	技術的修正
39	p172 第 9 条第 1 項第 1 号ハ	「当該期間が属する年度（推計期間を除く。）」とすべきところ、「当該年度（推計期間を除く。）」になっていたため修正。	技術的修正
40	p173 第 9 条第 1 項第 1 号ニ	「当該期間が属する年度の前年度」とすべきところ、「前年度」になっていたため修正。	技術的修正
41	p173 第 9 条第 1 項第 2 号	「 <u>特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量</u> 又は特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量の算定における算定基礎値を推計する場合」と規定すべきところ、「 <u>特定事業活動に伴う二酸化炭素（活動量が燃料使用量である特定事業活動に伴うものに限る。）</u> 又は特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量の算定における算定基礎値を推計する場合」となっていたため修正。	技術的修正
42	p176 第 9 条第 2 項	「 <u>特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量</u> 又は特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量の算定における算定基礎値が一月以上計測又は算定できない場合」と規定すべきところ、「 <u>特定事業活動に伴う二酸化炭素（活動量が燃料使用量である特定事業活動に伴うものに限る。）</u> 又は特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量の算定における算定基礎値が一月以上計測又は算定でき <u>い</u> 場合」となっていたため修正。	技術的修正
43	p176 第 9 条第2項第 1 号イ及び、 P195 第16条第 1 項	「割当年度」の用語は、本省令上、第16条第 1 項ではなく、第 9 条第 2 項イにおいて初登場するため、第 9 条第 2 項第 1 号イを「イ 法第三十四条第一項の割当年度（同項の規定により脱炭素成長型投資事業者排出枠が割り当てられる年度をいう。ただし、本来脱炭素成長型投資事業者排出枠が割り当てられるべき年度の翌年度以降に割り当てられる場合にあっては、当該本来脱炭素成長型投資事業者排出枠が割り当てられるべき年度をいう。以下同じ。）～」に修正。それに伴い、16条第 1 項では、単に「割当年度」とする。	技術的修正
44	p177 第10条第 1 項	「～提出 <u>し</u> てしなければならない。」とすべきところ「提出しなければならない。」となっていたため修正。	技術的修正
45	p180 第10条第 3 項第 1 号	「（個人である場合には、住民票の写し。）」とすべきところ、「（その者が個人である場合には、住民票の写し。）」となっていたため修正。	技術的修正
46	p180 第10条第 3 項第 2 号	「二 届出年度及び当該年度の前年度においてエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十六条第一項、第二十八条第一項、第四十条第一項、第一百七条第一項、第三百三十一条第一項、第三百三十六条第一項又は第百四十五条第一項の規定による報告を行った場合には、～」とすべきところ、「二 届出年度及び当該年度の前年度においてエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十六条第一項、第二十八条第一項、第四十条第一項、 <u>第五十三条</u> 、第一百七条第一項、第三百三十一条第一項、第三百三十六条第一項、 <u>第百四十一条</u> 又は第百四十五条第一項の規定による報告を行った場合には、」となっていたため修正	技術的修正

47	p181～184 第10条第3項第2号	添付対象を明示すべく、ロ、ヘ及びトを削除し、それぞれ条番号を順に振り直したうえで以下のとおり修正。 「イ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）様式第九の特定第一表、特定第二表の <u>の一の一</u> 、特定第三表の <u>の一の一</u> 、認定第一表、認定第二表の <u>の一の一</u> 、指定第一表、指定第二表の <u>の一の一</u> 、指定第四表又は指定第五表の <u>二</u> ロ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令（平成十八年国土交通省令第十一号）様式第四の表紙、第一表の <u>の一の一</u> 、第三表又は第四表の <u>一</u> ハ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令様式第八の表紙、第一表の <u>の一の一</u> 、第三表又は第四表の <u>一</u> ニ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令様式第十三の表紙、第一表の <u>の一の一及び二の一</u> 、第三表、第四表の <u>一及び二</u> 、 <u>貨客輸送事業者認定第一表又は貨客輸送事業者認定第二表</u> ホ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令様式第二十五の表紙、第一表の <u>一</u> 、第三表又は第四表の <u>一</u> 」	パブコメを踏まえた修正
48	p184～185 第10条第3項第3号	「～法律第八十四条第二項の書面の交付を受けた場合、」とすべきところ、「～法律第八十四条第二項の書面を受けた場合、」となっていたため修正。また「～同法第八十五条第二項の書面の交付を受けた場合又は同法第八十六第二項の書面の交付を受けた場合には、」とすべきところ、「～同法第八十五条第二項の書面の交付を受けた場合、同法第八十六第二項の書面の交付を受けた場合又は <u>同法第八十七条第二項</u> の書面の交付を受けた場合」となっていたため修正。加えて添付対象を明示すべく以下のとおり修正。 「～様式第二十一の特定第一表、特定第二表の <u>の一の一</u> 、特定第三表の <u>の一の一</u> 、認定第一表、認定第二表の <u>の一の一</u> 、指定第一表、指定第二表の <u>の一の一</u> 、指定第四表又は指定第五表の <u>一</u> の写し」	技術的修正
49	p185 第10条第3項第4号	「～割当年度の前年度における当該事業分野の営業利益を疎明する資料」とすべきところ、「～当該事業分野における前年度の営業利益を疎明する資料」となっていたため修正。	技術的修正
50	p186 第11条	「～（法第三十三条第一項第四号及び前条第二項第六号及び <u>七号</u> の事項を除く。）」とすべきところ、「（法第三十三条第一項第四号及び前条第二項第六号の事項を除く。）」となっていたため修正。	技術的修正
51	p192 第14条	「～は、届出年度において同条第一項の規定による届出を行わなければならないものであって、」とすべきところ、「～は、届出年度において法第三十三条第一項の規定による届出を行わなければならないものであって、」となっていたため修正。	技術的修正
52	p193 第14条	「～子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）とすべきところ、「子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定するものをいう。）となっていたため修正。	技術的修正
53	p197 第16条第3項第1号	「排出実績量の算定において、 <u>実施指針で定めるところにより</u> 、国内認証排出削減量（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）第一条第五号に規定する国内認証排出削減量をいう。以下この号において同じ。）及び海外認証排出削減量（同条第六号に規定する海外認証排出削減量をいう。以下この号において同じ。）を加減した場合には、当該国内認証排出削減量及び <u>当該海外認証排出削減量に関する資料</u> 」とすべきところ、「排出実績量の算定において、国内認証排出削減量（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号。 <u>以下この号において「報告命令」という。</u> ）第一条第五号に規定する国内認証排出削減量をいう。以下この号において同じ。）及び海外認証排出削減量（報告命令第一条第六号に規定する海外認証排出削減量をいう。以下この号において同じ。）に関し、実施指針で定めるところにより加減した場合には、当該国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量に関する資料」となっていたため修正。	技術的修正
54	p203 第20条	「脱炭素成長型投資事業者（届出年度における年度平均排出量が十万吨以上の事業者であって、 <u>当該届出年度に</u> において届出を行う前に合併により消滅する事業者を含む。）～」とすべきところ、「脱炭素成長型投資事業者（届出年度における年度平均排出量が十万吨以上の事業者であって、当該年度の届出を行う前に合併により消滅する事業者を含む。）」となっていたため修正。	技術的修正
55	p204 第21条	「 <u>当該報告をした日が属する年度</u> の十一月末日に、」とすべきところ、「 <u>当該報告が属する年度</u> の十一月末日に、」となっていたため修正。	技術的修正
56	P208 第24条第2項	「それぞれ当該各号に <u>定める書類</u> ～」 「ただし、変更があった事項が <u>同条第2項第2号</u> に掲げる～」とすべきところ、「それぞれ当該各号に掲げる書類～」 「ただし、変更があった事項が前条第2項第2号に掲げる～」となっていたため修正。	技術的修正
57	p211 第26条第3号	「当該振替に係る法人等保有口座の開設又は当該法人等保有口座において管理される～」とすべきところ、「当該振替に係る法人等保有口座の開設又は当該口座において管理される～」となっていたため修正。	技術的修正
58	p212 第27条第1項	「法第五十五条の規定による請求は、～」とすべきところ、「法第五十五条の請求は、」となっていたため修正。	技術的修正
59	p212、213 第27条第2項	「前項の請求書には、請求を行う法人等保有口座名義人の～」 「それぞれ当該各号に定める書類～」とすべきところ、「前項の申請書には、申請を行う法人等保有口座名義人の～」 「それぞれ当該各号に掲げる書類～」となっていたため修正。	技術的修正
60	p214 第28条第3項	「～それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。」とすべきところ、「～それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。」となっていたため修正。	技術的修正
61	p219 第34条	「機構は、法百十一条第三項～」とすべきところ、「機構は、法百十一条第二項～」となっていたため修正。	技術的修正
62	p221 第36条第1項第2号	「法百十一条第三項」とすべきところ、「法第五十四条第三項」となっていたため修正。	技術的修正
63	p223 別表第一の一の項	「電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）～」とすべきところ、法令番号が抜けていたため修正	技術的修正
64	p225 別表第1の3の項	「～航路及び航空路における船舶又は <u>航空機（最大離陸重量が七十トン未満のものに限る。）</u> による貨物又は <u>旅客の輸送の用に供する燃料</u> 」とすべきところ、「～航路及び航空路における船舶による貨物若しくは旅客の輸送の用に供する燃料又は航空機（最大離陸重量が七十万トン未満のものに限る。）の運航の用に供する燃料」となっていたため修正	技術的修正

65	p226 別表第 1 の 5 の 項	「船舶による貨物又は旅客の運送（本邦内の各地間において発着するものを除く。）又は航空機の運航（本邦内の各地間におけるものを除く。）の用に供する燃料」とすべきところ、「船舶（本邦内の各地間において発着するものを除く。）による貨物若しくは旅客の輸送の用に供する燃料又は航空機の運航（本邦内におけるものを除く。）の用に供する燃料」となっていたため修正	技術的修正
66	p66～166 第 6 条第 1 項から第 4 項までの各表の第 1 欄及び、 p223～226 別表第 1 の 1 の 項から 5 の 項まで	離島における燃料の使用以外の二酸化炭素の排出を伴う活動についても算定対象外であることを規定すべく、別表第 1 の 1 の項について「～離島において発電の用に供する燃料」を「～離島における発電に係る二酸化炭素の排出を伴う活動」に、別表第 1 の 2 の項について「～区分において使用する燃料」を「～区分において行う二酸化炭素の排出を伴う活動」に、別表第 1 の 3 の項について「～輸送の用に供する燃料又は航空機（最大離陸重量が七十トン未満のものに限る。）の運航の用に供する燃料」を「～輸送に係る二酸化炭素の排出を伴う活動」に、別表第 1 の 4 の項について「四千人未満の鉄道の路線において旅客の輸送の事業の用に供する燃料」を「四千人未満の鉄道の路線における旅客の輸送の事業に係る二酸化炭素の排出を伴う活動」に、別表第 1 の 5 の項について「船舶（本邦内の各地間において発着するものを除く。）による貨物若しくは旅客の輸送の用に供する燃料又は航空機の運航（本邦内におけるものを除く。）の用に供する燃料」を「船舶による貨物又は旅客の運送（本邦内の各地間において発着するものを除く。）又は航空機の運航（本邦内の各地間におけるものを除く。）に係る二酸化炭素の排出を伴う活動」修正し、第 6 条第 1 項から第 4 項までの各表の第 1 欄のそれぞれにおいて、同欄に掲げる二酸化炭素の排出を伴う活動から別表第 1 に掲げる活動を除くことを明示。なお、これに付随する技術的修正として、第 6 条第 1 項の表の 1 の項の第 1 欄について「燃料（（別表第一に掲げるものを除く。）の使用）」を「燃料の使用（別表第一に掲げるものを除く。）」に、同表の 16 の項及び第 3 項の表の 3 の項の「～以下この項において同じ。」をそれぞれ削除。	技術的修正
67	P227 附則	「1（略）」を挿入すべきところ、これがなかったため修正。	技術的修正
68	p227 附則第 2 項	「同項第一号及び第四号から第九号 <u>まで</u> に係る」とすべきところ、「同項第一号及び第四号から第九号に係る」となっていたため修正。	技術的修正
69	P231 様式第 2 事業者第 2 表 p238 様式第 2 特定工場等表第 1 表 p245 様式第 2 事業者第 1 表 P255 様式第 2 排出目標量の訂正に係る工場等表 P259 様式第 2 排出目標量の訂正に係る小規模工場等表 P262 様式第 2 排出目標量	「〇〇単位の届出」（〇〇には該当ページに応じて事業者、特定工場等、小規模工場等、輸送手段が入る。）とすべきところ「〇〇単位の報告」となっていたため修正。	技術的修正
70	p232 様式第 2 事業者表第 2 表 2 備考欄	明確化の観点から備考欄に「推計の対象が 4 以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。」を明記するように修正。	技術的修正
71	p233 様式第 2 事業者表第 3 表	1 の題名について「合計量（排出目標量、勘案事項に係る追加割当量及び訂正の報告による割当量の調整量の合計量」と記載すべきところ、「合計量（排出目標量及び勘案事項に係る追加割当量の合計量）」となっていたため修正。また、1 の備考欄について「後記 2 の排出目標量、後記 5 の追加割当量及び後記 6 の割当量を合計した量を記載すること。」と記載すべきところ「後記 2 の排出目標量及び後記 5 の追加割当量を合計した量を記載すること。」となっていたため修正。	技術的修正
72	p233 様式第 2 事業者表第 3 表、	明確化の観点から、「追加割当ての基準となる排出量合計」につき「早期排出削減量」としたうえで、備考欄の「早期排出削減量とは、過去の二酸化炭素の排出の削減量を勘案して算定する二酸化炭素の量であって排出目標量の設定の基礎となるものをいう。」を「早期排出削減量とは、過去の二酸化炭素の排出の削減量を勘案して算定する二酸化炭素の量であって排出目標量の設定の基礎となるものをいう（特定工場等第 3 表 1－2 又は輸送第 3 表 2 における追加割当ての基準となる排出量の合計。）。」に修正。	技術的修正
73	p234 様式第 2 事業者表第 4 表、	明確化の観点から、「追加割当ての基準となる排出量合計」につき「早期排出削減量」に修正。	技術的修正
74	p235 様式第 2 事業者第 5 表	頭書きの届出年度の記入欄につき、事業者第 2 表の記載に一元化するため削除。	技術的修正
75	P237 様式第 2 事業者第 7 表 p254 様式第 2 事業者（訂正）第 6 表	明確化の観点から、備考 2 について、「省エネ法とは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）をいう。特定工場等とは、工場又は事業場であって、同法第 10 条第 2 項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等又は同法第 13 条第 2 項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等をいう（以下この様式において同じ。）。」として省エネ法の用語を特定した。	技術的修正
76	P238～240 様式第 2 工場等表第 1 表～第 3 表	「特定工場等表」とすべきところ「工場等表」となっていたため修正。	技術的修正
77	p238～241 様式第 2 工場等表	「他社」を「他者」に修正。また、備考欄の括弧書きの文につき、句点をつけた。	技術的修正

78	p239 様式第 2 工場等表第 2 表 1 の表及び備考欄並びに、 p256 様式第 2 排出目標量の訂正に係る工場等第 2 表 1 の表及び備考欄	明確化の観点から、1 の表の「譲渡・分割による承継の有無」を「事業譲渡等による承継の有無」にしたうえで、記入欄を「分割・譲渡」から「有」に変更。合併の記入欄も「有・無」から「有」に変更。そのうえで備考欄を以下のとおり修正。 = = 備考 1 新設に該当する場合は、新設に○をつけること。ここでの新設とは、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①特定工場等において、届出年度の前年度において事業活動を開始した場合 ②事業活動を行っている既存の小規模工場等において、届出年度の前年度の原油換算したエネルギー使用量が年間 1 5 0 0 kL 以上になり、当該工場等が特定工場等になった場合 2 廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。ここでの廃止とは、届出年度の前年度において、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①特定工場等において、自社による事業活動をやめた場合 ②特定工場等において、原油換算したエネルギー使用量が年間 1 5 0 0 kL 未満になった場合 3 届出年度の前年度において、事業譲渡等（事業譲渡、その他財産の譲渡又は会社分割をいう。以下この様式において同じ。）により、特定工場等を、譲り受け、若しくは承継し、又は譲り渡し、若しくは承継させた場合は、有に○をつけること。 4 合併により工場等を承継した場合は、有に○をつけること。ここでの合併による承継は、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①届出年度の前年度における合併により、特定工場等を承継した場合 ②届出年度の届出までの間における吸収合併により、特定工場等を承継した場合	パブコメを踏まえた修正																				
79	p239 様式第 2 工場等表第 2 表 1 の表及び備考欄並びに、 p256 様式第 2 排出目標量の訂正に係る工場等第 2 表 1 の表及び備考欄	明確化の観点から、1 の表及び備考欄を以下のとおり修正。 = = 1 基本情報 <table><tr><th>番号</th><th>特定事業活動の種別</th><th>適用される算定式</th><th>新設・廃止・合併・事業譲渡等の有無</th><th>新設・廃止・合併・事業譲渡等の年月日</th></tr><tr><td>1</td><td></td><td></td><td>新設 ・ 廃止 ・ 合併 ・ 事業譲渡等 (当該事業活動の継続 : 有)</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td><td>新設 ・ 廃止 ・ 合併 ・ 事業譲渡等 (当該事業活動の継続 : 有)</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>3</td><td></td><td></td><td>新設 ・ 廃止 ・ 合併 ・ 事業譲渡等 (当該事業活動の継続 : 有)</td><td>年 月 日</td></tr></table> 備考 1 本表は、適用される算定式ごとに特定事業活動（ベンチマーク対象の事業活動）を列挙し、記載すること。当該特定事業活動が 4 以上の場合は表を追加すること。 2 新設に該当する場合は、新設に○をつけること。新設とは、基準となる活動量等（以下この様式において「基準活動量」という。）に係る年度以降の年度において、以下のいずれかに該当するものをいう（基準活動量に係る年度内に以下のいずれかに該当した場合であって、当該ベンチマーク対象の事業活動を行う特定工場等について、当該基準活動量に係る年度の終わりまでの間に廃止したときは除く。また、基準活動量に係る年度より後の年度において以下のいずれかに該当した場合は、届出年度の前年度におけるものに限り記入すること。）。 ①特定工場等において、当該年度にベンチマーク対象の事業活動を開始した場合 ②ベンチマーク対象の事業活動を行っている既存の小規模工場等において、当該年度の原油換算したエネルギー使用量が年間 1 5 0 0 kL 以上になり、当該工場等が特定工場等になった場合 3 廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。廃止とは、届出年度の前年度において、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①ベンチマーク対象の事業活動を行う特定工場等において、自社によるベンチマーク対象の事業活動をやめた場合 ②ベンチマーク対象の事業活動を行う特定工場等において、原油換算したエネルギー使用量が年間 1 5 0 0 kL 未満になった場合 4 以下の合併・事業譲渡等に該当する場合は、それぞれ該当するものに○をつけること。なお、下記②の場合は、譲渡・承継元において、届出年度の前年度の 4 月 1 日到来時に当該工場等で行われていた事業につき、届出事業者において、届出年度の 4 月 1 日到来時まで継続している場合は、事業活動の継続の有に○をつけること。また、下記③の場合は、譲渡・承継元において、届出年度の前年度の 4 月 1 日到来時に当該工場等で行われていた事業につき、譲渡・承継元において届出年度の 4 月 1 日到来時まで継続されていた場合は、事業活動の継続の有に○をつけること。 ①基準活動量に係る年度において、合併又は事業譲渡等により、他者から、ベンチマーク対象の事業活動が行われる特定工場等を譲り受け、又は承継した場合（当該工場等につき、譲渡・承継を受けた後、基準活動量に係る年度内に廃止した場合を除く。） ②届出年度の前年度において、ベンチマーク対象の事業活動が行われる特定工場等を、合併又は事業譲渡等により譲り受け、又は承継した場合 ③届出年度の届出前において、当該年度の年度平均排出量が 1 0 万トン以上の事業者から、ベンチマーク対象の事業活動が行われる特定工場等を、吸収合併により承継した場合 ④届出年度の前年度において、ベンチマーク対象の事業活動を行う特定工場等を、事業譲渡等により譲り渡し、又は承継させた場合	番号	特定事業活動の種別	適用される算定式	新設・廃止・合併・事業譲渡等の有無	新設・廃止・合併・事業譲渡等の年月日	1			新設 ・ 廃止 ・ 合併 ・ 事業譲渡等 (当該事業活動の継続 : 有)	年 月 日	2			新設 ・ 廃止 ・ 合併 ・ 事業譲渡等 (当該事業活動の継続 : 有)	年 月 日	3			新設 ・ 廃止 ・ 合併 ・ 事業譲渡等 (当該事業活動の継続 : 有)	年 月 日	パブコメを踏まえた修正
番号	特定事業活動の種別	適用される算定式	新設・廃止・合併・事業譲渡等の有無	新設・廃止・合併・事業譲渡等の年月日																			
1			新設 ・ 廃止 ・ 合併 ・ 事業譲渡等 (当該事業活動の継続 : 有)	年 月 日																			
2			新設 ・ 廃止 ・ 合併 ・ 事業譲渡等 (当該事業活動の継続 : 有)	年 月 日																			
3			新設 ・ 廃止 ・ 合併 ・ 事業譲渡等 (当該事業活動の継続 : 有)	年 月 日																			

80	p239 様式第 2 工場等表第 2 表 2 の表及び備考欄	明確化の観点から、表の項目を下記に修正。また、備考欄を設け、「適用される算定式ごとの特定事業活動（ベンチマーク対象の事業活動）が 2 以上の場合は表を追加して当該特定事業活動ごとに表を記載すること。」を追記。 2 目標量及びその根拠となる情報 <table><tr><th>番号</th><th>特定事業活動の種別</th><th>適用される算定式</th><th colspan="3">基準活動量に係る年度</th><th>割当年度の 二年度前の年度</th><th>割当年度の 前年度</th><th>割当年度</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>(年度)</td><td>(年度)</td><td>(年度)</td><td>(年度)</td><td>(年度)</td><td>(年度)</td></tr></table>	番号	特定事業活動の種別	適用される算定式	基準活動量に係る年度			割当年度の 二年度前の年度	割当年度の 前年度	割当年度				(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	パプコメを踏まえた 修正
番号	特定事業活動の種別	適用される算定式	基準活動量に係る年度			割当年度の 二年度前の年度	割当年度の 前年度	割当年度													
			(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)													
81	p240 様式第 2 工場等表第 3 表 1－1 備考欄及び、 p257 様式第 2 排出目標量の訂正に係る工場等第 3 表 1	明確化の観点から、1 の表として以下の表及び備考欄を追記。これに伴い、もともとの表番号 1～4 を、それぞれ一つずつ後ろにずらすよう修正。また、もともとの表 1－1 及び 2 の備考欄の記載をすべて削除。 = = 1 基本情報 <table><tr><th>番号</th><th>時期の区分</th><th>排出の種別</th><th>新設・廃止・合併・事業譲渡等の有無</th><th>新設・廃止・合併・事業譲渡等の年月日</th></tr><tr><td>1</td><td></td><td></td><td>新設 ・ 廃止 ・ 合併 ・ 事業譲渡等 (当該事業活動の継続 : 有)</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td><td>新設 ・ 廃止 ・ 合併 ・ 事業譲渡等 (当該事業活動の継続 : 有)</td><td>年 月 日</td></tr></table> 備考 1 本表は、特定事業活動以外の事業活動（グランドファザリング対象の事業活動）について、新設、廃止、合併又は事業譲渡等に関する事実に関し、当該事実が生じた時期の区分及び排出の種別ごとに記載すること。なお、時期の区分においては、新設、廃止、合併又は事業譲渡等に関する事実が生じた時点が、①基準となる排出量（以下この様式において「基準排出量」という。）に係る年度内か、②それ以降の年度内かを記入すること。排出の種別においては、第 3 表 2－1、3 又は 4 のいずれに該当するグランドファザリング対象の事業活動かを記入すること。 2 新設に該当する場合は、新設に○をつけること。新設とは、基準排出量に係る年度以降の年度において、以下のいずれかに該当するものをいう（基準排出量に係る年度内に以下のいずれかに該当した場合であって、当該グランドファザリング対象の事業活動を行う特定工場等について、当該基準排出量に係る年度の終わりまでの間に廃止したときは除く。また、基準排出量に係る年度より後の年度において以下のいずれかに該当した場合は、届出年度の前年度におけるものに限り記入すること。）。 ①特定工場等において、当該年度にグランドファザリング対象の事業活動を開始した場合 ②グランドファザリング対象の事業活動を行っている既存の小規模工場等において、当該年度の原油換算したエネルギー使用量が年間 1 5 0 0 kL 以上になり当該工場等が特定工場等になった場合 3 廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。廃止とは、届出年度の前年度において、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①グランドファザリング対象の事業活動を行う特定工場等において、自社によるグランドファザリング対象の事業活動をやめた場合 ②グランドファザリング対象の事業活動を行う特定工場等において、原油換算したエネルギー使用量が年間 1 5 0 0 kL 未満になった場合 4 以下の合併・事業譲渡等に該当する場合は、それぞれ該当するものに○をつけること。なお、下記②のうち事業譲渡又は会社分割の場合は、譲渡・承継元において、届出年度の前年度の 4 月 1 日到来時に当該工場等で行われていた事業につき、届出事業者において、届出年度の 4 月 1 日到来時まで継続している場合は、事業活動の継続の有に○をつけること。また、下記③の場合は、譲渡・承継元において、届出年度の前年度の 4 月 1 日到来時に当該工場等で行われていた事業につき、譲渡・承継元において届出年度の 4 月 1 日到来時まで継続されていた場合は事業活動の継続の有に○をつけること。 ① 基準排出量に係る年度において、合併又は事業譲渡等により、他者から、グランドファザリング対象の事業活動が行われる特定工場等を譲り受け、又は承継した場合（当該工場等につき、譲渡・承継を受けた後、基準排出量に係る年度内に廃止した場合を除く。） ② 届出年度の前年度において、グランドファザリング対象の事業活動が行われる特定工場等を、合併又は事業譲渡等により譲り受け、又は承継した場合 ③ 届出年度の届出前において、当該年度の年度平均排出量が 1 0 万トン以上の事業者から、グランドファザリング対象の事業活動が行われる特定工場等を、吸収合併により承継した場合 ④届出年度の前年度においてグランドファザリング対象の事業活動を行う特定工場等を、事業譲渡等により譲り渡し、又は承継させた場合	番号	時期の区分	排出の種別	新設・廃止・合併・事業譲渡等の有無	新設・廃止・合併・事業譲渡等の年月日	1			新設 ・ 廃止 ・ 合併 ・ 事業譲渡等 (当該事業活動の継続 : 有)	年 月 日	2			新設 ・ 廃止 ・ 合併 ・ 事業譲渡等 (当該事業活動の継続 : 有)	年 月 日	パプコメを踏まえた 修正			
番号	時期の区分	排出の種別	新設・廃止・合併・事業譲渡等の有無	新設・廃止・合併・事業譲渡等の年月日																	
1			新設 ・ 廃止 ・ 合併 ・ 事業譲渡等 (当該事業活動の継続 : 有)	年 月 日																	
2			新設 ・ 廃止 ・ 合併 ・ 事業譲渡等 (当該事業活動の継続 : 有)	年 月 日																	
82	p240、241 様式第 2 工場等表第 3 表 1－1、2、3 p256～258 様式第 2 排出目標量の訂正に係る特定工場等第 3 表 2、3	明確化の観点から、表の項目を下記に修正。 = = <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">基準排出量に係る年度</th><th>割当年度の 二年度前の年度</th><th>割当年度の 前年度</th><th>割当年度</th></tr><tr><td>(年度)</td><td>(年度)</td><td>(年度)</td><td>(年度)</td><td>(年度)</td><td>(年度)</td></tr></table>		基準排出量に係る年度			割当年度の 二年度前の年度	割当年度の 前年度	割当年度	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	技術的修正					
	基準排出量に係る年度			割当年度の 二年度前の年度	割当年度の 前年度	割当年度															
	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)															

86	p245 様式第 2 輸送第 1 表 p262 様式第 2 排出目標量の訂正に係る輸送第 1 表	明確化の観点から、1 の表及び備考を以下のとおり修正。 = = 1 輸送手段の名称等 <table><tr><th colspan="2">輸送手段の名称</th><th colspan="3"></th></tr><tr><td>新たな導入・廃止の該当有無／新設・廃止年月日</td><td>新たな導入</td><td>・</td><td>廃止</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>事業譲渡等による承継の有無／効力発生年月日</td><td colspan="2">有</td><td></td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>合併による承継の有無／効力発生年月日</td><td colspan="2">有</td><td></td><td>年 月 日</td></tr></table> 備考 1 新たな導入とは、既存の輸送手段と異なる輸送手段（届出年度の前年度の末日において、輸送能力の基準（二酸化炭素の排出量の算定の基盤が整備されていない者その他特別な配慮を必要とする者として輸送の区分ごとに経済産業大臣及び国土交通大臣が定める者を定める告示（令和 年経済産業省・国土交通省告示第 号）に輸送の区分ごとに定める輸送能力の基準をいう。以下この様式において同じ。）を満たすものに限る。）を、届出年度の前年度において新たに導入する場合又は既存の輸送手段が届出年度の前年度の末日において、新たに輸送能力の基準を満たす場合をいう。 2 廃止とは、届出年度の前年度において、既存の輸送手段（届出年度前二年度の末日において輸送の基準を満たすものに限る。）において、自社による事業活動をやめた場合又は届出年度の前年度の末日に輸送能力の基準を満たさなくなった場合をいう。 3 届出年度の前年度において、事業譲渡等により、輸送手段を、譲り受け、若しくは承継し、又は譲り渡し、若しくは承継させた場合は、有に○をつけること。 4 合併により輸送手段を承継した場合は、有に○をつけること。ここでの合併による承継は、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①届出年度の前年度における合併により、輸送手段を承継した場合 ②届出年度の届出までの間における吸収合併により、輸送手段を承継した場合 5 輸送手段において排出される原材料起源排出量は、小規模工場等表に記入すること。	輸送手段の名称					新たな導入・廃止の該当有無／新設・廃止年月日	新たな導入	・	廃止	年 月 日	事業譲渡等による承継の有無／効力発生年月日	有			年 月 日	合併による承継の有無／効力発生年月日	有			年 月 日	パブコメを踏まえた修正
輸送手段の名称																							
新たな導入・廃止の該当有無／新設・廃止年月日	新たな導入	・	廃止	年 月 日																			
事業譲渡等による承継の有無／効力発生年月日	有			年 月 日																			
合併による承継の有無／効力発生年月日	有			年 月 日																			
87	p246 様式第 2 輸送第 2 表 1 p263 様式第 2 排出目標量の訂正に係る輸送第 2 表 1	明確化の観点から、1 の表及び備考を以下のとおり修正。 = = 1 基本情報 <table><tr><th>番号</th><th>特定事業活動の種別</th><th>適用される算定式</th><th>新たな導入・廃止・合併・事業譲渡等の有無</th><th>新たな導入・廃止・合併・事業譲渡等の年月日</th></tr><tr><td>1</td><td></td><td></td><td>新たな導入・廃止・合併・事業譲渡等 (当該事業活動の継続：有)</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td><td>新たな導入・廃止・合併・事業譲渡等 (当該事業活動の継続：有)</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>3</td><td></td><td></td><td>新たな導入・廃止・合併・事業譲渡等 (当該事業活動の継続：有)</td><td>年 月 日</td></tr></table> 備考 1 本表は、適用される算定式ごとに特定事業活動（ベンチマーク対象の事業活動）を列挙し、記載すること。当該特定事業活動が4 以上の場合は表を追加すること。 2 新たな導入とは、基準活動量に係る年度以降の年度において、既存の輸送手段と異なる輸送手段（届出年度の前年度の末日において、輸送能力の基準を満たすものに限る。）を新たに導入し、ベンチマーク対象の事業活動を開始した場合又はベンチマーク対象の事業活動を行う既存の輸送手段を追加する場合であって、新たに輸送能力の基準を満たした場合（既存の当該ベンチマーク対象事業とは異なるベンチマーク対象の事業活動を行う場合も含む。）をいう。（基準活動量に係る年度内における場合であって当該ベンチマーク対象の事業活動を行う輸送手段について、当該基準活動量に係る年度の終わりまでの間に廃止したときは除く。また、基準活動量に係る年度より後の年度における場合は、届出年度の前年度におけるものに限り記入すること。）。 3 廃止とは、届出年度の前年度において、既存の輸送手段（届出年度の二年度前の年度の末日において輸送の基準を満たすものに限る。）において、自社によるベンチマーク対象の事業活動をやめた場合又は届出年度の前年度の末日に輸送能力を満たさなくなった場合をいう。	番号	特定事業活動の種別	適用される算定式	新たな導入・廃止・合併・事業譲渡等の有無	新たな導入・廃止・合併・事業譲渡等の年月日	1			新たな導入・廃止・合併・事業譲渡等 (当該事業活動の継続：有)	年 月 日	2			新たな導入・廃止・合併・事業譲渡等 (当該事業活動の継続：有)	年 月 日	3			新たな導入・廃止・合併・事業譲渡等 (当該事業活動の継続：有)	年 月 日	パブコメを踏まえた修正
番号	特定事業活動の種別	適用される算定式	新たな導入・廃止・合併・事業譲渡等の有無	新たな導入・廃止・合併・事業譲渡等の年月日																			
1			新たな導入・廃止・合併・事業譲渡等 (当該事業活動の継続：有)	年 月 日																			
2			新たな導入・廃止・合併・事業譲渡等 (当該事業活動の継続：有)	年 月 日																			
3			新たな導入・廃止・合併・事業譲渡等 (当該事業活動の継続：有)	年 月 日																			

		4 以下の合併・事業譲渡等に該当する場合は、それぞれ該当するものに○をつけること。なお、下記①から③までについては、いずれも譲渡・承継時、譲渡・承継対象の輸送手段と同じ輸送手段を保有し、当該輸送手段において譲渡・承継対象におけるベンチマーク対象の事業活動と同じ事業活動を行っている場合を除く。また、下記②の場合は、譲渡・承継元において、届出年度の前年度の４月１日到来時に当該輸送手段で行われていた事業につき、届出事業者において、届出年度の４月１日到来時まで継続している場合は、事業活動の継続の有に○をつけること。また、下記③の場合は、譲渡・承継元において、届出年度の前年度の４月１日到来時に当該輸送手段で行われていた事業につき、譲渡・承継元において届出年度の４月１日到来時まで継続されていた場合は、事業活動の継続の有に○をつけること。 ①基準活動量に係る年度において、合併又は事業譲渡等により、他者から、ベンチマーク対象の事業活動が行われる輸送手段を譲り受け、又は承継した場合（当該輸送手段につき、譲渡・承継を受けた後、基準活動量に係る年度内に廃止した場合を除く。） ②届出年度の前年度において、ベンチマーク対象の事業活動が行われる輸送手段を、合併又は事業譲渡等により譲り受け、又は承継した場合 ③届出年度の届出前において、当該年度の年度平均排出量が１０万トン以上の事業者から、ベンチマーク対象の事業活動が行われる輸送手段を、吸収合併により承継した場合 ④届出年度の前年度において、ベンチマーク対象の事業活動を行う輸送手段を、事業譲渡等により譲り渡し、又は承継させた場合																										
88	p246 様式第２輸送第２表 2 p263 様式第２排出目標量の訂正に係る輸送第２表 2	明確化の観点から、表の項目を下記に修正。 ＝ <table><tr><th colspan="7">2 目標量及びその根拠となる情報</th></tr><tr><th>番号</th><th>特定事業活動の種別</th><th>適用される算定式</th><th colspan="3">基準活動量に係る年度</th><th>割当年度の二年度前の年度</th><th>割当年度の前年度</th><th>割当年度</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>(年度)</td><td>(年度)</td><td>(年度)</td><td>(年度)</td><td>(年度)</td><td>(年度)</td></tr></table>	2 目標量及びその根拠となる情報							番号	特定事業活動の種別	適用される算定式	基準活動量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度				(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	技術的修正
2 目標量及びその根拠となる情報																												
番号	特定事業活動の種別	適用される算定式	基準活動量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度																				
			(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)																				
89	p247 様式第２輸送第３表 P264 様式第２輸送第３表	明確化の観点から、１の表として以下の表及び備考欄を追記。これに伴い、もともとの表番号１～３を、それぞれ一つずつ後ろにずらすよう修正。また、もともとの表１の備考欄の記載をすべて削除。 ＝ <table><tr><th colspan="5">1 基本情報</th></tr><tr><th>番号</th><th>時期の区分</th><th>排出の種別</th><th>新たな導入・廃止・合併・事業譲渡等の有無</th><th>新たな導入・廃止・合併・事業譲渡等の年月日</th></tr><tr><td>1</td><td></td><td></td><td>新たな導入・ 廃止 ・ 合併 ・ 事業譲渡等 (当該事業活動の継続：有)</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td><td>新たな導入・ 廃止 ・ 合併 ・ 事業譲渡等 (当該事業活動の継続：有)</td><td>年 月 日</td></tr></table> 備考 １ 本表は、特定事業活動以外の事業活動（グランドファザリング対象の事業活動）について、新たな導入、廃止、合併又は事業譲渡等に関する事実に関し当該事実が生じた時期の区分及び排出の種別ごとに記載すること。なお、時期の区分においては、新たな導入、廃止、合併又は事業譲渡等に関する事実が生じた時点が、①基準となる排出量（以下この様式において「基準排出量」という。）に係る年度内か、②それ以降の年度内かを記入すること。排出の種別においては、第３表２－１、３又は４のいずれに該当するグランドファザリング対象の事業活動かを記入すること。 ２ 新たな導入に該当する場合は、新たな導入に○をつけること。新たな導入とは、基準排出量に係る年度以降の年度において、当該輸送手段におけるグランドファザリング対象の事業活動を新たに開始した場合又は既存のグランドファザリング対象の事業活動を行う輸送手段が輸送能力の基準を満たし、新たに算定対象となった場合をいう（基準排出量に係る年度内においてこれに該当した場合であって、当該グランドファザリング対象の事業活動を行う輸送手段について、当該基準排出量に係る年度の終わりまでの間に廃止したときは除く。また、基準排出量に係る年度より後の年度において新たな導入に該当した場合は、届出年度の前年度におけるものに限り、記入するこ	1 基本情報					番号	時期の区分	排出の種別	新たな導入・廃止・合併・事業譲渡等の有無	新たな導入・廃止・合併・事業譲渡等の年月日	1			新たな導入・ 廃止 ・ 合併 ・ 事業譲渡等 (当該事業活動の継続：有)	年 月 日	2			新たな導入・ 廃止 ・ 合併 ・ 事業譲渡等 (当該事業活動の継続：有)	年 月 日	パブコメを踏まえた修正					
1 基本情報																												
番号	時期の区分	排出の種別	新たな導入・廃止・合併・事業譲渡等の有無	新たな導入・廃止・合併・事業譲渡等の年月日																								
1			新たな導入・ 廃止 ・ 合併 ・ 事業譲渡等 (当該事業活動の継続：有)	年 月 日																								
2			新たな導入・ 廃止 ・ 合併 ・ 事業譲渡等 (当該事業活動の継続：有)	年 月 日																								

		と。) 3 廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。廃止とは、届出年度の前年度において、グランドファザリング対象の事業活動を行う輸送手段において自社によるグランドファザリング対象の事業活動を全てやめた場合又は届出年度の前年度の末日において、グランドファザリング対象の事業活動を行う輸送手段が輸送能力の基準を満たさなくなった場合をいう。 4 以下の合併・事業譲渡等に該当する場合は、それぞれ該当するものに○をつけること。なお、下記①から③までについては、いずれも譲渡・承継時、譲渡・承継対象の輸送手段と同種の輸送手段を保有し、当該輸送手段において何らかのグランドファザリング対象の事業活動を行っている場合を除く。また、下記②の場合は、譲渡・承継元において、届出年度の前年度の4月1日到来時に当該輸送手段で行われていた事業につき、届出事業者において、届出年度の4月1日到来時まで継続している場合は、事業活動の継続の有に○をつけること。また、下記③の場合は、譲渡・承継元において、届出年度の前年度の4月1日到来時に当該輸送手段で行われていた事業につき、譲渡・承継元において届出年度の4月1日到来時まで継続されていた場合は事業活動の継続の有に○をつけること。 ①基準排出量に係る年度において、合併又は事業譲渡等により、他者から、グランドファザリング対象の事業活動が行われる輸送手段を譲り受け、又は承継した場合（当該輸送手段につき、譲渡・承継を受けた後、基準排出量に係る年度内に廃止した場合を除く。） ②届出年度の前年度において、グランドファザリング対象の事業活動が行われる輸送手段を、合併又は事業譲渡等により譲り受け、又は承継した場合 ③届出年度の届出前において、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から、グランドファザリング対象の事業活動が行われる輸送手段を吸収合併により承継した場合 ④届出年度の前年度においてグランドファザリング対象の事業活動を行う輸送手段を、事業譲渡等により譲り渡														
90	p247 様式第2事業者第3 P264 様式第2輸送第3表	明確化の観点から、表の項目を下記に修正。 = = <table><tr><td rowspan="2"></td><td colspan="3">基準排出量に係る年度</td><td>割当年度の 二年度前の年度</td><td>割当年度の 前年度</td><td>割当年度</td></tr><tr><td>(年度)</td><td>(年度)</td><td>(年度)</td><td>(年度)</td><td>(年度)</td><td>(年度)</td></tr></table>		基準排出量に係る年度			割当年度の 二年度前の年度	割当年度の 前年度	割当年度	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	技術的修正
	基準排出量に係る年度			割当年度の 二年度前の年度	割当年度の 前年度	割当年度										
	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)										
91	p250 様式第2事業者（訂正）第3表 p273 様式第5事業者第2表	明確化の観点から、2－2－1の表における「区分」「事業活動」「事業所管大臣」をそれぞれ「特定事業活動の種別」「適用される算定式」「事業所管大臣」に修正。	技術的修正													
92	p250 様式第2事業者（訂正）第3表 p273 様式第5事業者第3表	備考の3に以下を挿入し、3及び4を一つずつ番号をずらす修正。 「3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する全ての情報（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を示すアルファベット、記号及び数字）を記載すること。」	技術的修正													
93	p250 様式第2事業者（訂正）第3表	排出目標量の設定に関する補足事項を設けるべきところ、明確な記載がなかったため修正。	技術的修正													
94	p254 様式第2事業者（訂正）第6表	備考3を削除し、4を繰り上げて3に修正。	技術的修正													
95	p255～257 様式第2 排出目標量の訂正に係る工場等第1表～第3表	「排出目標量の訂正に係る特定工場等表」とすべきところ「排出目標量の訂正に係る工場等表」となっていたため修正。	技術的修正													

96	p256 様式第 2 排出目標量の訂正に係る工場等第 2 表 2	明確化の観点から、2 の表の備考に以下を追記。 ＝ ＝ 備考 適用される算定式ごとの特定事業活動（ベンチマーク対象の事業活動）が 2 以上の場合は表を追加して当該特定事業活動ごとに表を記載すること。	技術的修正																																																						
97	p256 様式第 2 排出目標量の訂正に係る工場等第 2 表 3	備考欄として以下を追加。 「備考 推計の対象が 4 以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。」	技術的修正																																																						
98	p259 様式第 2 排出目標量の訂正に係る工場等第 1 表	「その他事業所単位の報告」を「その他工場等単位の届出」に修正	技術的修正																																																						
99	p265 様式第 2 排出実績量の訂正に係る工場等 P268 様式第 2 排出実績量の訂正に係る輸送等	明確化の観点から、2－2 の表における「区分」「事業活動」「事業所管大臣」をそれぞれ「特定事業活動の種別」「適用される算定式」「事業所管大臣」に修正。	技術的修正																																																						
100	p273 様式第 5 事業者第 2 表	排出実績量の算定に関し、法第35条第 2 項の規定による確認を受ける登録確認機関の情報を記載する箇所を設けるべきところ、明確な記載がなかったため修正。	技術的修正																																																						
101	p273 様式第 5 事業者第 2 表 1	備考欄つき「国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量を加味した二酸化炭素の排出量を記載すること」を、「国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量を加減した場合には、加減後の二酸化炭素の排出量を記載すること」に修正。	技術的修正																																																						
102	p278 様式第 5 工場等第 1 表	明確化の観点から、2－2 の表における「区分」「事業活動」「事業所管大臣」をそれぞれ「特定事業活動の種別」「適用される算定式」「事業所管大臣」に修正。	技術的修正																																																						
103	p278 様式第 5 工場第 1 表	明確化の観点から、1 の表及び備考を以下のとおり修正。 ＝ ＝ 1) 特定工場等の名称等 <table><tr><td>省エネ法のエネルギー管理指定工場等番号</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>省エネ法の指定年度／指定区分</td><td>年度</td><td colspan="4">第 種</td></tr><tr><td>工場等の名称</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>所在地</td><td colspan="5">〒</td></tr><tr><td>主たる事業分野及び事業活動／細分類番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>主たる事業活動に係る事業を所管する大臣</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>新設・廃止の該当有無／新設・廃止年月日</td><td>新設</td><td>・</td><td>廃止</td><td>年</td><td>月 日</td></tr><tr><td>事業譲渡等による承継の有無／効力発生日</td><td colspan="3">有</td><td>年</td><td>月 日</td></tr><tr><td>吸収合併による承継の有無／効力発生日</td><td colspan="3">有</td><td>年</td><td>月 日</td></tr></table> 備考 1 新設に該当する場合は、新設に○をつけること。ここでの新設とは、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①特定工場等において、割当年度において事業活動を開始した場合 ②事業活動を行っている既存の小規模工場等において、届出年度の前年度の原油換算したエネルギー使用量が年間 1 5 0 0 kL以上になり、当該工場等が特定工場等になった場合 2 廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。ここでの廃止とは、割当年度において、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①特定工場等において、自社による事業活動をやめた場合 ②特定工場等において、原油換算したエネルギー使用量が年間 1 5 0 0 kL未満になった場合 3 割当年度において、事業譲渡等（事業譲渡、その他財産の譲渡又は会社分割をいう。以下この様式において同じ。）により、特定工場等を、譲り受け、若しくは承継し、又は譲り渡し、若しくは承継させた場合は、有に○をつけること。 ①特定工場等において、自社による事業活動をやめた場合 ②特定工場等において、原油換算したエネルギー使用量が年間 1 5 0 0 kL未満になった場合 3 割当年度において、事業譲渡等（事業譲渡、その他財産の譲渡又は会社分割をいう。以下この様式において同じ。）により、特定工場等を、譲り受け、若しくは承継し、又は譲り渡し、若しくは承継させた場合は、有に○をつけること。	省エネ法のエネルギー管理指定工場等番号						省エネ法の指定年度／指定区分	年度	第 種				工場等の名称						所在地	〒					主たる事業分野及び事業活動／細分類番号						主たる事業活動に係る事業を所管する大臣						新設・廃止の該当有無／新設・廃止年月日	新設	・	廃止	年	月 日	事業譲渡等による承継の有無／効力発生日	有			年	月 日	吸収合併による承継の有無／効力発生日	有			年	月 日	技術的修正
省エネ法のエネルギー管理指定工場等番号																																																									
省エネ法の指定年度／指定区分	年度	第 種																																																							
工場等の名称																																																									
所在地	〒																																																								
主たる事業分野及び事業活動／細分類番号																																																									
主たる事業活動に係る事業を所管する大臣																																																									
新設・廃止の該当有無／新設・廃止年月日	新設	・	廃止	年	月 日																																																				
事業譲渡等による承継の有無／効力発生日	有			年	月 日																																																				
吸収合併による承継の有無／効力発生日	有			年	月 日																																																				

104	p280 様式第 5 輸送第 1 表	明確化の観点から、1 の表及び備考を以下のとおり修正。 = = <table><tr><th colspan="2">輸送手段の名称</th><th colspan="3"></th></tr><tr><td>新たな導入・廃止の該当有無／新設・廃止年月日</td><td>新たな導入</td><td>・</td><td>廃止</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>事業譲渡等による承継の有無／効力発生年月日</td><td colspan="2">有</td><td></td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>吸収合併による承継の有無／効力発生年月日</td><td colspan="2">有</td><td></td><td>年 月 日</td></tr></table> 備考 1 新たな導入とは、割当年度において、既存の輸送手段と異なる輸送手段を新たに導入した場合をいう。 2 廃止とは、割当年度において、輸送手段の全てを廃止した場合をいう。 3 割当年度において、事業譲渡等により、輸送手段を、譲り受け、若しくは承継し、又は譲り渡し、若しくは承継させた場合は、有に○をつけること。 4 合併により輸送手段を承継した場合は、有に○をつけること。ここでの合併による承継は、割当年度における合併により輸送手段を承継した場合をいう。 5 輸送手段において排出される原材料起源排出量は、小規模工場等表に計上すること。	輸送手段の名称					新たな導入・廃止の該当有無／新設・廃止年月日	新たな導入	・	廃止	年 月 日	事業譲渡等による承継の有無／効力発生年月日	有			年 月 日	吸収合併による承継の有無／効力発生年月日	有			年 月 日	技術的修正
輸送手段の名称																							
新たな導入・廃止の該当有無／新設・廃止年月日	新たな導入	・	廃止	年 月 日																			
事業譲渡等による承継の有無／効力発生年月日	有			年 月 日																			
吸収合併による承継の有無／効力発生年月日	有			年 月 日																			
105	P280 様式第 5	計量器の報告の項目を追加。	パブコメを踏まえた 修正																				
106	P281 様式第 6	「□訂正後の早期排出削減量」につき不要であり、削除。	技術的修正																				
107	p293 第11条	「～同条第二項に掲げる業務並びに <u>同条</u> 第三項」とすべきところ「～同条第二項に掲げる業務並びに第三項」となっていたため修正。	技術的修正																				
108	p300 附則第 2 条	「～改正後の脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号。以下「新法」という。）」とすべきところ、「～改正後の脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「新法」という。）」となっていたため修正。	技術的修正																				
109	p301 附則第 3 条	「第十五条中「届出年度の十一月末日に」とあるのは、「令和九年度の十一月末日 <u>に</u> 」とする。」とすべきところ、「第十五条中「届出年度の十一月末日までに」とあるのは、「令和九年度の十一月末日までに」とする。」となっていたため修正	技術的修正																				

2．脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第三十二条第二項第四号イの主務省令で定める事業分野等に関する命令（案）の変更点

整理番号	修正箇所	修正内容	備考
1	p2 第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号	木材パルプと古紙パルプに関し、条文上、表現が揺れていたため、「○○パルプ」に統一することとする。第 2 条第 1 項第 1 号を「洋紙製造業（主として木材パルプ、 <u>古紙パルプ</u> その他の繊維～）」に、同項第 2 号を「板紙製造業（主として木材パルプ、 <u>古紙パルプ</u> その他の繊維～）」に修正。	技術的修正
2	p3 第 2 条第 1 項第 6 号	他の用語の引用規定が「に規定する」している中、「に定める」と表現が揺れてていたため、「に規定する」に修正。	技術的修正
3	p4 第 2 条第 1 項第 9 号	「～を製造する事業をいう。」の最後の「。」を次行の頭に移動。	技術的修正
4	p4 第 2 条第 1 項第13号及び第14号 p7 第 2 条同項第13号及び第14号	「電気炉」と「電炉」で表現が揺れていたため、「電気炉」に統一するよう修正。	技術的修正
5	p5 第 2 条第 1 項第20号	ベンチマーク対象をより明確化すべく、「～航空輸送事業者が行う事業のうち、本邦内における航空機の運航に係るもの」を「～航空輸送事業者が行う貨物又は旅客を輸送する事業（本邦内の各地間における輸送に係るものに限る。）」に修正。	技術的修正
6	p6、7 第 2 条第 2 項第 3 号及び第 7 号から第10号まで	本省令において「Aの製造工程」と「A製造工程」で表現が揺れていたため、「Aの製造工程」に統一するよう修正。	技術的修正
7	p8 第 2 条第 2 項第18号	「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項に規定する事業用自動車であって貨物の運送の用に供するもの（貨物の運送に必要な冷蔵又は冷凍設備を有するものを除く。）による貨物の運送に係る事業活動」を「貨物の運送（冷蔵又は冷凍設備を有する事業用自動車によるものを除く。）に係る事業活動」に修正し、条文を簡素化。	技術的修正
8	p8 第 2 条第 2 項第19号	ベンチマーク対象をより明確化すべく、「主として鋼材（その原材料及び副産物を含む。）の運送に係る事業活動」を「主たる貨物が鋼材（その原材料及び副産物を含む。）である運送に係る事業活動」に修正。	技術的修正
9	p8 第 2 条第 2 項第20号	ベンチマーク対象をより明確化すべく、「航空機の運航に係る事業活動」を「貨物又は旅客の輸送に係る事業活動」に修正。	技術的修正
10	p11、12 様式	Ⅱ 1. の表及び 4. の表中「該当する工場等又は輸送手段」とすべきところ、「該当する工場等」となっていたため修正。	技術的修正

3．脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資を行おうとする事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当ての実施に関する指針（案）の変更点

整理番号	修正箇所	修正内容	備考
1	p4 第 1 条第 1 号	第 1 条第 1 号で「省エネ法」と定義しているため、第 1 条第 1 号において「同法」としていた箇所を全て「省エネ法」に修正。	技術的修正

2	p4、5 第 1 条第 2 号	G X 推進法施行規則別表第 1 と表現を揃えるよう、第 1 条第 2 号を以下のとおり修正。 ＝ ＝ 「輸送手段」とは、貨物又は旅客を輸送（工場等の敷地外において行われる輸送（施行規則別表第 1 の 2 の項の二酸化炭素の排出量の算定の基盤が整備されていない者その他特別な配慮を必要とする者として輸送の区分ごとに経済産業大臣及び国土交通大臣が定める者による当該輸送の区分における輸送、 <u>同表の 3 の項の本土と離島、沖縄島と離島及び離島と離島並びに離島内の交通を確保するための航路及び航空路における船舶又は航空機（最大離陸重量が 70 トン未満のものに限る。）</u> ）による貨物又は旅客の輸送、同表の 4 の項の旅客輸送密度が 4 千人未満の鉄道の路線における旅客の輸送並びに同表の 5 の項の船舶による貨物若しくは旅客の運送（本邦内の各地間において発着するものを除く。）又は航空機の運航（本邦内の各地間におけるものを除く。）を除く。） <u>に限る。</u> ）するための鉄道、自動車、船舶、航空機その他輸送手段をいう。	技術的修正
3	p6 第 1 条第 6 号	「エネルギー起源二酸化炭素」が無定義であったため「～エネルギー起源二酸化炭素」を「～エネルギー起源二酸化炭素（ <u>第 10 号に規定するエネルギー起源二酸化炭素をいう。</u> ）」に修正。	技術的修正
4	p6 第 1 条第 8 号	省エネ法の定期報告のうち、連携省エネに係る報告書については不要であるが、「省エネ法第 16 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 84 条第 3 項、第 85 条第 3 項、第 86 条第 3 項、第 107 条第 1 項、第 131 条第 1 項、第 136 条第 1 項又は第 145 条第 1 項の規定による報告」とすべきところ、「省エネ法第 16 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 40 条第 1 項、 <u>第 53 条、第 84 条第 3 項、第 85 条第 3 項、第 86 条第 3 項、第 87 条第 3 項、第 107 条第 1 項、第 131 条第 1 項、第 136 条第 1 項、第 141 条又は第 145 条第 1 項の規定による報告</u> 」と不要な条項が入っていたため修正。	パブコメ意見を踏まえた修正
5	p6 第 1 条第 8 号	「 <u>以下この条及び別表第 2 において</u> 「省エネ法定期報告」という。）」とすべきところ、「以下「省エネ法定期報告」という。」となっていたため修正。	技術的修正
6	p6 第 1 条第 8 号	「当該工場等及び <u>当該輸送手段</u> 」とすべきところ、「当該工場等及び輸送手段」になっていたため修正。	技術的修正
7	p7 第 1 条第 10 号	「～の A」と「～に規定する A」で表現が揺れていたため、「第 12 号 <u>に規定する</u> 原材料起源二酸化炭素」と「第 14 号 <u>に規定する</u> 副生燃料起源二酸化炭素」とする。	技術的修正
8	p7、8 第 1 条第 12 号	「並びに <u>同表の 2 の項から 17 の項までの第 2 欄、同条第 2 項の表の第 2 欄、同条第 3 項の表の第 2 欄及び同条第 4 項の表の第 2 欄</u> に掲げる」とすべきところ、「並びに施行規則第 6 条第 1 項の表の 2 の項から 17 の項までの第 2 欄及び第 2 項から第 4 項までの表の各項の第 2 欄に掲げる」となっていたため、修正。	技術的修正
9	p8 第 1 条第 15 号	副生燃料起源排出量については、事業活動の種別に関わらず発生するため、以下のとおり修正。 ＝ ＝ 「基準副生燃料起源排出量」とは、別表第 3 の備考の①から④までの規定に基づき算出される <u>事業活動</u> の規模を示す副生燃料起源排出量をいう。	パブコメ意見を踏まえた修正
10	p9 第 2 条第 2 項	「～個別排出目標量（工場等又は輸送手段ごとに定める二酸化炭素の排出量の目標をいう。 <u>以下この条及び第 5 条において同じ。</u> ）」とすべきところ、「個別排出目標量（工場等又は輸送手段ごとに定める二酸化炭素の排出量の目標をいう。 <u>以下同じ。</u> ）」となっていたため修正。	技術的修正
11	p9 第 2 条第 2 項	第 2 条第 2 項の柱書き、第 2 号及び第 3 号において「当該工場等又は <u>当該輸送手段</u> 」とすべきところ、「当該工場等又は輸送手段」になっていたため修正。	技術的修正
12	p12 第 2 条第 3 項第 3 号	「又は」の後に余分な「、」があったため削除。	技術的修正
13	p13 第 3 条第 1 号	「経済産業大臣が特定事業活動ごとに定める目指すべき原単位（生産量、輸送量その他の事業活動の規模を示す指標の単位当たりの当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量をいう。）をいう。 <u>附則第 4 条及び別表第 1 において同じ。</u> ）」とすべきところ、「（経済産業大臣が特定事業活動ごとに定める目指すべき原単位（生産量、輸送量その他の事業活動の規模を示す指標の単位当たりの当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量をいう。）をいう。 <u>以下同じ。</u> ）」となっていたため修正。	技術的修正
14	p15 第 5 条第 2 号イ柱書き	産業構造審議会でとりまとめた「産業構造審議会 排出量取引制度小委員会 中間整理～排出枠の割当ての実施指針等に関する事項～」(以下単に「中間整理」という。) p77 の「事業所を目的とする売買の調整」に係る事項等を明確化すべく、第 5 条第 2 号イ柱書きを以下のとおり修正。 ＝ ＝ <u>事業活動に関し、割当年度の前年度において届出を行った場合であって、当該年度において工場等を新設した場合、輸送手段を新たに導入した場合、事業譲渡等（事業の譲渡、財産の譲渡（事業の譲渡以外の財産の譲渡をいう。以下このイ及び次号イにおいて同じ。）及び会社の分割をいう。以下同じ。）</u> 、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者（割当年度の前年度において届出を行った者を除く。）から工場等若しくは輸送手段を譲渡された若しくは承継された場合又は財産の譲渡により脱炭素成長型投資事業者から工場等若しくは輸送手段を譲渡された若しくは承継された場合における次の(1)から(3)までに掲げる量を合算した量	技術的修正
15	p15、16 第 5 条第 2 号イ(1)	第 5 条第 1 号イだけでなく、別表第 1 も準用する旨を明確化すべく、以下のとおり修正。また、「～とあるのは」のあとの「、」が不要であるため、削除。 ＝ ＝ 割当年度の前年度における特定事業活動に伴う二酸化炭素の量について前号イ及び別表第 1 の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第 1 中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準活動量」とあるのは「割当年度の前年度の活動量」と読み替える。	技術的修正
16	p16 第 5 条第 2 号ロ柱書き	直近平均活動量は活動量が燃料使用量であるものを除くことを明確化すべく、「割当年度の前 2 か年度中の各年度ごとの燃料使用量を平均した量 <u>をいう。以下同じ。</u> 」を「割当年度の前 2 か年度中の各年度ごとの活動量を平均した量であって、活動量が燃料使用量である場合を除く。 <u>以下この条別表第 1 において同じ。</u> 」に修正。	技術的修正

17	p17 第 5 条第 2 号ロ(1)及び(2)	第 5 条第 1 号イだけでなく、別表第 1 も準用する旨を明確化すべく、以下のとおり修正。また、「～とあるのは」のあとの「、」が不要であるため、削除。 = = (1) 基準活動量の増加による割当年度の前々年度における特定事業活動に伴う二酸化炭素の量の増加分について前号イ及び別表第 1 の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第 1 中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準活動量」とあるのは「割当年度の基準活動量から割当年度の前々年度の基準活動量を減じた量」と読み替える。 (2) 基準活動量の増加による割当年度の前年度における特定事業活動に伴う二酸化炭素の量の増加分について前号イ及び別表第 1 の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第 1 中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準活動量」とあるのは「割当年度の基準活動量から割当年度の前年度の基準活動量を減じた量」と読み替える。	技術的修正
18	p18 第 5 条第 2 号ハ柱書き	柱書き中、「であって」が連続するため、2 度目の「であって」を「であり、かつ」に修正。	技術的修正
19	p18、19 第 5 条第 2 号ハ(1)及び(2)	第 5 条第 1 号ロだけでなく、別表第 2 も準用する旨を明確化すべく、以下のとおり修正。また、「～とあるのは」のあとの「、」が不要であるため、削除。 また、「届出継続年度数」では、エネルギー起源排出量、原材料起源排出量、副生燃料起源排出量のいずれの届出継続年度数か、紛れがあるため、「エネルギー起源排出量届出継続年度数」に修正。 = = (1) 基準エネルギー起源排出量の増加による割当年度の前々年度における特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源二酸化炭素の量の増加分について前号ロ及び別表第 2 の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第 2 中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準エネルギー起源排出量」とあるのは「割当年度の基準エネルギー起源排出量から割当年度の前々年度の基準エネルギー起源排出量を減じた量」と、「エネルギー起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前々年度におけるエネルギー起源排出量届出継続年度数」と読み替える。 (2) 基準エネルギー起源排出量の増加による割当年度の前年度における特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源二酸化炭素の量の増加分について前号ロ及び別表第 2 の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第 2 中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準エネルギー起源排出量」とあるのは「割当年度の基準エネルギー起源排出量から割当年度の前年度の基準エネルギー起源排出量を減じた量」と、「エネルギー起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前年度におけるエネルギー起源排出量届出継続年度数」と読み替える。	技術的修正
20	p19 第 5 条第 2 号ニ柱書き	「直近平均原材料起源排出量（割当年度の前 2 か年度中の各年度ごとの原材料起源排出量を平均した量をいう。以下この条及び別表第 1 において同じ。）」とするべきところ、「直近平均原材料起源排出量（割当年度の前 2 か年度中の各年度ごとの原材料起源排出量を平均した量をいう。以下同じ。）」となっていたため修正。	技術的修正
21	p20 第 5 条第 2 号ニ(1)及び(2)	第 5 条第 1 号ロだけでなく、別表第 2 も準用する旨を明確化すべく、以下のとおり修正。また、「～とあるのは」のあとの「、」が不要であるため、削除。 また、「届出継続年度数」では、エネルギー起源排出量、原材料起源排出量、副生燃料起源排出量のいずれの届出継続年度数か、紛れがあるため、「原材料起源排出量届出継続年度数」に修正。 = = (1) 基準原材料起源排出量の増加による割当年度の前々年度における特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源二酸化炭素の量の増加分について前号ロ及び別表第 2 の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第 2 中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準原材料起源排出量」とあるのは「割当年度の基準原材料起源排出量から割当年度の前々年度の基準原材料起源排出量を減じた量」と、「原材料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前々年度における原材料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。 (2) 基準原材料起源排出量の増加による割当年度の前年度における特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源二酸化炭素の量の増加分について前号ロ及び別表第 2 の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第 2 中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準原材料起源排出量」とあるのは「割当年度の基準原材料起源排出量から割当年度の前年度の基準原材料起源排出量を減じた量」と、「原材料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前年度における原材料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。	技術的修正
22	p21 第 5 条第 2 号ホ柱書き	「直近平均副生燃料起源排出量（割当年度の前 2 か年度中の各年度ごとの副生燃料起源排出量を平均した量をいう。以下この条及び別表第 3 において同じ。）」とするべきところ、「直近平均副生燃料起源排出量（割当年度の前 2 か年度中の各年度ごとの副生燃料起源排出量を平均した量をいう。以下同じ。）」となっていたため修正。	技術的修正
23	p21、22 第 5 条第 2 号ホ(1)及び(2)	第 5 条第 1 号ハだけでなく、別表第 3 も準用する旨を明確化すべく、以下のとおり修正。また、「～とあるのは」のあとの「、」が不要であるため、削除。 また、「届出継続年度数」では、エネルギー起源排出量、原材料起源排出量、副生燃料起源排出量のいずれの届出継続年度数か、紛れがあるため、「副生燃料起源排出量届出継続年度数」に修正。 = = (1) 基準副生燃料起源排出量の増加による割当年度の前々年度における事業活動に伴う副生燃料起源二酸化炭素の量の増加分について前号ハ及び別表第 3 の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第 3 中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準副生燃料起源排出量」とあるのは「割当年度の基準副生燃料起源排出量から割当年度の前々年度の基準副生燃料起源排出量を減じた量」と、「副生燃料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前々年度における副生燃料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。 (2) 基準副生燃料起源排出量の増加による割当年度の前年度における事業活動に伴う副生燃料起源二酸化炭素の量の増加分について前号ハ及び別表第 3 の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第 3 中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準副生燃料起源排出量」とあるのは「割当年度の基準副生燃料起源排出量から割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量を減じた量」と、「副生燃料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前年度における副生燃料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。	技術的修正

24	p22 第 5 条第 3 号イ	中間整理p47、77の事項等を明確化すべく、第 5 条第 3 号イを「 <u>事業活動に関し、割当年度の前年度において届出を行った場合であって、当該年度において工場等を廃止した場合、輸送手段を廃止した場合又は財産の譲渡により他の事業者</u> に工場等若しく輸送手段を譲渡した若しくは承継した場合おける次の(1)に掲げる量」に修正。併せて同号イ(1)中の「譲渡の日」を「譲渡若しくは承継の日」に修正。	技術的修正
25	p23、24 第 5 条第 3 号ロ(1)及び(2)	第 5 条第 1 号イだけでなく、別表第 1 も準用する旨を明確化すべく、以下のとおり修正。また、「～とあるのは」のあとの「、」が不要であるため、削除。 ＝ (1) 基準活動量の減少による割当年度の前々年度における特定事業活動に伴う二酸化炭素の量の減少分について第 1 号イ及び別表第 1 の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第 1 中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準活動量」とあるのは「割当年度の前々年度の基準活動量から割当年度の基準活動量を減じた量」と読み替える。 (2) 基準活動量の減少による割当年度の前年度における特定事業活動に伴う二酸化炭素の量の減少分について第 1 号イ及び別表第 1 の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第 1 中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準活動量」とあるのは「割当年度の前年度の基準活動量から割当年度の基準活動量を減じた量」と読み替える。	技術的修正
26	p24、25 第 5 条第 3 号ハ(1)及び(2)	第 5 条第 1 号ロだけでなく、別表第 2 も準用する旨を明確化すべく、以下のとおり修正。また、「～とあるのは」のあとの「、」が不要であるため、削除。 また、「届出継続年度数」では、エネルギー起源排出量、原材料起源排出量、副生燃料起源排出量のいずれの届出継続年度数か、紛れがあるため、「エネルギー起源排出量届出継続年度数」に修正。 ＝ (1) 基準エネルギー起源排出量の減少による割当年度の前々年度における特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源二酸化炭素の量の減少分について第 1 号ロ及び別表第 2 の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第 2 中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準エネルギー起源排出量」とあるのは「割当年度の前々年度の基準エネルギー起源排出量から割当年度の基準エネルギー起源排出量を減じた量」と、「エネルギー起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前々年度におけるエネルギー起源排出量届出継続年度数」と読み替える。 (2) 基準エネルギー起源排出量の減少による割当年度の前年度における特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源二酸化炭素の量の減少分について第 1 号ロ及び別表第 2 の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第 2 中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準エネルギー起源排出量」とあるのは「割当年度の前年度の基準エネルギー起源排出量から割当年度の基準エネルギー起源排出量を減じた量」と、「エネルギー起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前年度におけるエネルギー起源排出量届出継続年度数」と読み替える。	技術的修正
27	p26 第 5 条第 3 号ニ(1)及び(2)	第 5 条第 1 号ロだけでなく、別表第 2 も準用する旨を明確化すべく、以下のとおり修正。また、「～とあるのは」のあとの「、」が不要であるため、削除。 また、「届出継続年度数」では、エネルギー起源排出量、原材料起源排出量、副生燃料起源排出量のいずれの届出継続年度数か、紛れがあるため、「原材料起源排出量届出継続年度数」に修正。 ＝ (1) 基準原材料起源排出量の減少による割当年度の前々年度における特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源二酸化炭素の量の減少分について第 1 号ロ及び別表第 2 の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第 2 中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準原材料起源排出量」とあるのは「割当年度の前々年度の基準原材料起源排出量から割当年度の基準原材料起源排出量を減じた量」と、「原材料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前々年度における原材料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。 (2) 基準原材料起源排出量の減少による割当年度の前年度における特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源二酸化炭素の量の減少分について第 1 号ロ及び別表第 2 の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第 2 中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準原材料起源排出量」とあるのは「割当年度の前年度の基準原材料起源排出量から割当年度の基準原材料起源排出量を減じた量」と、「原材料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前年度における原材料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。	技術的修正
28	p27、28 第 5 条第 3 号ホ(1)及び(2)	第 5 条第 1 号ハだけでなく、別表第 3 も準用する旨を明確化すべく、以下のとおり修正。また、「～とあるのは」のあとの「、」が不要であるため、削除。 また、「届出継続年度数」では、エネルギー起源排出量、原材料起源排出量、副生燃料起源排出量のいずれの届出継続年度数か、紛れがあるため、「副生燃料起源排出量届出継続年度数」に修正。 ＝ (1) 基準副生燃料起源排出量の減少による割当年度の前々年度における事業活動に伴う副生燃料起源二酸化炭素の量の減少分について第 1 号ハ及び別表第 3 の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第 3 中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準副生燃料起源排出量」とあるのは「割当年度の前々年度の基準副生燃料起源排出量から割当年度の基準副生燃料起源排出量を減じた量」と、「副生燃料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前々年度における副生燃料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。 (2) 基準副生燃料起源排出量の減少による割当年度の前年度における事業活動に伴う副生燃料起源二酸化炭素の量の減少分について第 1 号ハ及び別表第 3 の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第 3 中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準副生燃料起源排出量」とあるのは「割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量から割当年度の基準副生燃料起源排出量を減じた量」と、「副生燃料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前年度における副生燃料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。	技術的修正

29	p22、28～30 第5条第3号へ及びト	第5条第3号へで規定していたカーボンブラックBM及び高炉BMにおける副生燃料排出量の調整規定については、別表第3備考④の副生燃料起源排出量の算定にマージしたため、第5条第3号へは削除し、同号トを同号へに修正。併せて、第5条第3号の柱書き中の「イからトまで」を「イからへまで」に修正。 また、中間整理p56の「災害等に関する対応」に係る事項等を正確に規定すべく、第5条第3号トを以下のとおり修正。※その他形式的な修正もあり。 = = へ <u>事業活動に関し、割当年度の前年度において届出を行った場合であって、当該年度において、災害により工場等若しくは輸送手段が著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合、重要な経済上の危機若しくは全国のかつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合又は高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第1項に規定する特定施設である工場等について、同法に基づく保安検査（開放検査に限る。以下同じ。）を実施した場合</u> における次の(1)に掲げる量 (1) 割当年度の前年度における割当量から、次の（i）から（iii）までに掲げる量の合算した量を減じた量 （i） <u>割当年度の前年度における特定事業活動に伴う二酸化炭素の量について第1号イ及び別表第1の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第1中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準活動量」とあるのは「割当年度の前年度における活動量」と読み替える。</u> （ii） 次の①及び②に掲げる量を合算した量。 ① 割当年度の前年度における特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源排出量又は当該前年度における割当量（当該特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源二酸化炭素に係るものに限る。）<u>のいずれか小さい量</u> ② 割当年度の前年度における特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源排出量又は当該前年度における割当量（当該特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源二酸化炭素に係るものに限る。）<u>のいずれか小さい量</u> （iii） 割当年度の前年度における事業活動に伴う副生燃料起源排出量又は当該前年度における割当量（当該事業活動以外の事業活動に伴う副生燃料起源二酸化炭素に係るものに限る。）<u>のいずれか小さい量。</u>	パブコメ意見を踏まえた修正
30	p37～41 第9条の表別表第1第1欄	主務省令においてBMに係る規定を修正したことに伴う以下のハネ修正を行う。同趣旨で、別表第1についても主務省令においてBMに係る規定を修正したことに伴う以下のハネ修正を行う。 = = ・「主務省令第2条第2項第3号のソーダ製造工程のうち電解工程に係る事業活動」を「主務省令第2条第2項第3号のソーダ<u>の</u>製造工程のうち電解工程に係る事業活動」に修正。 ・「主務省令第2条第2項第7号のゴム製品製造工程に係る事業活動」を「主務省令第2条第2項第7号のゴム製品<u>の</u>製造工程に係る事業活動」に修正。 ・「主務省令第2条第2項第8号の板ガラス製造工程のうち素板工程に係る事業活動」を「主務省令第2条第2項第8号の板ガラス<u>の</u>製造工程のうち素板工程に係る事業活動」に修正。 ・「主務省令第2条第2項第9号のガラスびん製造工程に係る事業活動」を「主務省令第2条第2項第9号のガラスびん<u>の</u>製造工程に係る事業活動」に修正。 ・「主務省令第2条第2項第10号のセメント製造工程に係る事業活動」を「主務省令第2条第2項第10号のセメント<u>の</u>製造工程に係る事業活動」に修正。 ・「主務省令第2条第1項第13号の<u>電炉</u>による普通鋼製造業」を「主務省令第2条第1項第13号の<u>電気炉</u>による普通鋼製造業」に修正。 ・「主務省令第2条第1項第14号の<u>電炉</u>による特殊鋼製造業」を「主務省令第2条第1項第14号の<u>電気炉</u>による特殊鋼製造業」に修正。 ・「主務省令第2条第2項第18号の<u>道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する事業用自動車であって貨物の運送の用に供するものによる貨物の運送</u>に係る事業活動」を「主務省令第2条第2項第18号の<u>貨物の運送</u>に係る事業活動」に修正。 ・「主務省令第2条第2項第19号の<u>主として鋼材の運送</u>に係る事業活動」を「主務省令第2条第2項第19号の<u>主たる貨物が鋼材である運送</u>に係る事業活動」に修正。 ・「主務省令第2条第2項第20号の<u>航空機の運航</u>に係る事業活動」を「主務省令第2条第2項第20号の<u>貨物又は旅客の輸送</u>に係る事業活動」に修正。	技術的修正
31	p43 第12条第1項第1号	輸送手段に係る排出量の算定範囲を明確化すべく、第12条第1号を以下のとおり修正。 = = <u>割当年度において排出した二酸化炭素の量（割当年度において割当てを受けた輸送手段であって、当該輸送手段の当該年度の末日における輸送能力が基準（二酸化炭素の排出量の算定の基盤が整備されていない者その他特別な配慮を必要とする者として輸送の区分ごとに経済産業大臣及び国土交通大臣が定める者を定める告示（令和 年経済産業省・国土交通省告示第 号）に輸送の区分ごとに定める輸送能力の基準をいう。）未満であるものにおいて行われる事業活動に係る二酸化炭素の量を含む。）</u>	パブコメ意見を踏まえた修正

32	p44、45 第12条第1項第3号	・排出量取引制度において認めるクレジットの範囲について明確にすべく、第12条第3号に以下のニからへまでを追加。 = = ニ 割当年度の翌年度の4月1日から6月30日までの期間において排出量調整無効化をした国内認証排出削減量のうち、Jークレジット制度において認証をされた量 ホ 割当年度の翌年度の4月1日から6月30日までの期間において排出量調整無効化をした海外認証排出削減量 へ 他の者が自らの代わりに排出量調整無効化をしたことに同意している場合にあっては、割当年度の翌年度の4月1日から6月30日までの期間において当該他の者が排出量調整無効化をした国内認証排出削減量のうち、Jークレジット制度において認証をされた量及び海外認証排出削減量 ・上記のクレジットに係る規定に明確化に伴い、次の2項を第12条第1項の次に追加。 = = 2 割当年度の翌年度に経済産業大臣に報告する割当年度における排出実績量において、前項第3号ニからへまでの規定に基づき算出した量を用いた場合には、割当年度の翌々年度に経済産業大臣に報告する割当年度の翌年度における排出実績量において、当該用いた量を用いることはできない。 3 災害その他やむを得ない事由により、割当年度の4月1日から割当年度の翌年度の6月30日までの期間において排出量調整無効化が困難であると経済産業大臣が認める場合には、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内において排出量調整無効化をし、割当年度における排出実績量を報告することができる。 ・上記の修正に伴い、第3号柱書中「イからハまで」を「イからへまで」に修正し、「第3号イ中「排出量調整無効化（～。<u>以下この号において同じ。</u>）」を「排出量調整無効化（～。<u>以下この号及び第3項において同じ。</u>）」に修正し、第3号口中「海外認証排出削減量（～。<u>ハにおいて同じ。</u>）」を「海外認証排出削減量（～。<u>以下この号において同じ。</u>）」に修正。	パブコメ意見を踏まえた修正
33	p46 附則第1条	「この告示は、 <u>ニ</u> ～」とすべきところ、「この告示は～」となっていたため修正。	技術的修正
34	p46 附則	中間整理p81の「早期排出削減量」に係る事項等を正確に規定すべく、附則に「別表第二の備考の④から⑥までの規定は、令和八年度から令和十二年度までの脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに限り、その効力を有する。」と追記。それに伴い、附則第2条及び第3条はそれぞれ、附則第3条及び第4条に条ずれ。	パブコメの意見を踏まえた修正
35	p47～93 別表第1全体	・各項の第2欄中「第3欄に掲げる～」となっているところ、より範囲を明確化すべく、「 <u>この項の第3欄に掲げる～</u> 」又は「 <u>この項の第3欄の（N）</u> に掲げる～」に修正。	技術的修正
36	p57、58 別表第1の有機化学製品製造業の項の第2欄(2)	別表第1では「～に係る目指すべき水準」に統一しているところ、「～ <u>における</u> 目指すべき水準」と表現が揺れていたため、「～に係る目指すべき水準」に修正。	技術的修正
37	p58 別表第1の石油精製業の項の第3欄 p75～87 別表第1の発電事業の項の第3欄及び第4欄 p88～93 貨物自動車運送事業、内航海運業及び航空輸送事業の項の第3欄及び第4欄	目指すべき水準の数値及び活動量の補正係数について、有効数字や単位をその他のBMと揃えるべく修正。	技術的修正
38	p72～74 別表第1の石油精製業の項の第4欄	他のBMの活動量の補正係数と平仄を揃えるよう、以下のとおり修正。 = = 次の(1)から(4)までの合計量 (1)車体とバンパーを別で塗装する車両（上塗り塗装を複数回行うものを除く。）の生産台数に1.00を乗じた量 (2)車体とバンパーを別で塗装する車両（上塗り塗装を複数回行うものに限る。）の生産台数に1.25を乗じた量 (3)車体とバンパーを一体で塗装する車両（上塗り塗装を複数回行うものを除く。）の生産台数に1.04を乗じた量 (4)車体とバンパーを一体で塗装する車両（上塗り塗装を複数回行うものに限る。）の生産台数に1.33を乗じた量	技術的修正
39	p75～87 別表第1の発電事業の項の各第2欄	「この欄から第4欄まで同じ。」を「以下この（N）において同じ。」に修正。	技術的修正
40	p78 別表第1の発電事業の項の(3)の第2欄	「（電気事業法第2条第1項第8号イに規定する離島をいう。以下この項及び別表第3において同じ。）」とすべきところ、「（電気事業法第2条第1項第8号イに規定する離島をいう。以下この項及び別表第3において同じ）」となっていたため修正。また、「以下この <u>項</u> において同じ。」とすべきところ、「以下この <u>表</u> において同じ。」となっていたため、修正。	技術的修正
41	p94 別表第1備考②	括弧の後の「の量」は不要であるため、削除。	技術的修正

42	p94,95 別表第 1 備考③	算定対象の範囲をより明確かすべく、別表第 1 備考③を以下のとおり修正。 = = ③ ①の算定における特定事業活動に伴う間接排出の量は次の(一)から(四)までに掲げる量を合算した量とする。 (一) 電気（他者から供給されたものに限る。）の使用量（単位は、キロワットアワーとする。<u>(二)において同じ。</u>）に全国平均係数（電気の使用に係る標準的な二酸化炭素の排出係数として経済産業大臣が公表する係数をいう。<u>以下この(一)及び(二)において同じ。</u>）を乗じて得た量の合計量。<u>ただし、実測に基づく係数その他全国平均係数に相当する係数で二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切なものを求めることができるときは、全国平均係数に代えて、当該係数を用いて、二酸化炭素の排出の量を算定することができる。</u> <u>(二) 電気（他の自社の工場等から供給されたものに限る。）の使用量に実測に基づく係数その他全国平均係数に相当する係数で二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切な係数を乗じて得た量の合計量。</u> <u>(三) 次の表の上欄に掲げる熱の種類ごとの熱（他者から供給されたものに限る。）の使用量（単位は、ギガジュールとする。(四)において同じ。）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た量の合計量。ただし、実測に基づく係数その他表に掲げる排出係数に相当する係数で二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切なものを求めることができるときは、当該係数を用いて、二酸化炭素の排出の量を算定することができる。</u> 表 （略） <u>(四) 熱（他の自社の工場等から供給されたものに限る。）の使用量に実測に基づく係数その他(三)の表に掲げる排出係数に相当する係数で二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切な係数を乗じて得た量の合計量。</u>	パブコメを踏まえた修正
43	p95～101 別表第 1 備考④	基準活動量に関して、中間整理の事項を適切に反映すべく、以下の傍線とおり修正。併せて、対応が同じであるケースを統合するよう修正。 = = ④ 割当年度における基準活動量は、次の(一)から(九)までに掲げる工場等又は輸送手段の区分に応じて、それぞれ(一)から(九)までに定める量とする。 (一) （略） (二) 割当年度の前年度において新設した若しくは事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併</u>により脱炭素成長型投資事業者以外の者（割当年度の前年度において届出を行った者を除く。以下この④において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等又は割当年度の前年度において新たに導入した若しくは事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併</u>により脱炭素成長型投資事業者以外の者から譲渡された若しくは承継された輸送手段 当該前年度の活動量に当該前年度の年間総日数を当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の日から当該前年度の 3 月31日までの日数で除した値を乗じた量 (三) 割当年度の前年度において事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併</u>により脱炭素成長型投資事業者（当該事業譲渡等の時点において脱炭素成長型投資事業者でない者であって、割当年度の前年度において届出を行った者を含む。以下この(三)及び(四)において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等（<u>割当年度の前年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。</u>）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる<u>工場等</u>又は割当年度の前年度において事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併</u>により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（<u>割当年度の前年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。</u>）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる<u>輸送手段</u> 当該前年度において譲渡元又は承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準活動量 (四) 割当年度の前年度において事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併</u>により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された工場等（<u>割当年度の前年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。</u>）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続されない<u>工場等</u>又は割当年度の前年度において事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併</u>により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（<u>割当年度の前年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。</u>）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続されない<u>輸送手段</u> 当該前年度の活動量に当該前年度の年間総日数を当該譲渡又は承継の日から当該前年度の 3 月31日までの日数で除した値を乗じた量 (五) （削除） <u>(五)</u> 割当年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる<u>工場等</u>又は割当年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる<u>輸送手段</u> 割当年度の前年度において承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準活動量 <u>(六)</u> 割当年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続されない<u>工場等</u>又は割当年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続されない<u>輸送手段</u> 割当年度の 4 月 1 日から当該承継の日までの活動量に当該年度の年間総日数を当該年度の 4 月 1 日から当該承継の日までの期間で除した値を乗じた量 <u>(七)</u> （略） <u>(八)</u> 割当年度の前 2 か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均活動量が割当年度の前年度の基準活動量に0.925を乗じた量以下である工場等又は輸送手段（活動量が燃料使用量である工場等又は輸送手段については、直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に0.925を乗じた量以下である工場等又は輸送手段であって、直近平均エネルギー消費原単位が当該前年度の基準エネルギー消費原単位に0.925を乗じた値より大きい<u>工場等</u>又は輸送手段とする。） 割当年度の前 2 か年度中の各年度ごとの活動量を平均した量 <u>(九)</u> 割当年度の前年度において法第34条第 1 項の規定による届出を行っている工場等又は輸送手段であって、割当年度において(二)から(八)までの基準活動量の変更が必要ない工場等又は輸送手段 当該前年度の基準活動量	技術的修正

44	p101～103 別表第 1 備考⑤	基準活動量に関して、中間整理の事項を適切に反映すべく、以下の傍線とおり修正。④の修正に伴うハネ修正等を行う。 = = ⑤ ④の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等又は輸送手段であって、割当年度のの前３年度のいずれかにおいて次の(一)から(四)までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、次の(一)から(四)までに掲げる場合に応じて、それぞれ(一)から(四)までに定める方法により基準活動量を算出するものとする。 (一) 工場等を新設した若しくは事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合を除く。</u>) 次の(イ)及び(ロ)に掲げる場合に応じて、それぞれ(イ)及び(ロ)に定める量とする。 (イ) 割当年度の３年度前の年度において新設した<u>若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度及び翌々年度の活動量を平均した量</u> (ロ) 割当年度の前々年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合 当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度の活動量 (二)・(三) (略) (四) <u>高圧ガス保安法第35条第１項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査（開放検査に限る。以下同じ。）が実施された場合 当該保安検査後において運転再開した月を含む前５か月を除く７か月分の活動量に、12を7で除した値を乗じた量を当該年度の活動量とみなし、基準活動量を算出する。</u>ただし、当該５か月が年度を跨ぐ場合にあっては、当該期間が属する各年度でそれぞれ除く期間に応じて、活動量を１年分に換算した量を各年度の活動量とみなし、基準活動量を算出する。	技術的修正
45	p103～106 別表第 1 備考⑥	基準活動量に関して、中間整理の事項を適切に反映すべく、以下の傍線とおり修正。 = = ⑥ ④の(七)及び(八)の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、直近平均活動量が割当年度の前年度の基準活動量に1.075を乗じた量以上である工場等又は輸送手段（活動量が燃料使用量である工場等又は輸送手段については、直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に1.075を乗じた量以上である工場等又は輸送手段であって、直近平均エネルギー消費原単位が当該前年度の基準エネルギー消費原単位に1.075を乗じた値未満である工場等又は輸送手段とする。）又は直近平均活動量が割当年度の前年度の基準活動量に0.925を乗じた量以下である工場等又は輸送手段（活動量が燃料使用量である工場等又は輸送手段については、直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に0.925を乗じた量以下である工場等又は輸送手段であって、直近平均エネルギー消費原単位が当該前年度の基準エネルギー消費原単位に0.925を乗じた値より大きい工場等又は輸送手段とする。）であって、割当年度の前年度において次の(一)から(三)までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、割当年度の前年度の基準活動量を割当年度の基準活動量とすることができる。<u>この場合において、割当年度の翌年度の基準活動量の算出に当たっては、当該影響を受けた年度の活動量を割当年度以前の直近２か年度（当該影響を受けた年度を除く。）の各年度ごとの活動量を平均した量とする。</u> (一)～(三) (略)	パブコメ意見を踏まえた修正
		基準燃料使用量に関して、中間整理の事項を適切に反映すべく、以下の傍線とおり修正。併せて、対応が同じであるケースを統合するよう修正。 = = ⑦ 割当年度における基準燃料使用量は、次の(一)から(九)までに掲げる工場等又は輸送手段の区分に応じて、それぞれ(一)から(九)までに定める量とする。 (一) (略) (二) 割当年度の前年度において新設した若しくは事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者（割当年度の前年度において届出を行った者を除く。以下この⑦において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等又は割当年度の前年度において新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者から譲渡された若しくは承継された輸送手段</u> 当該前年度の燃料使用量に当該前年度の年間総日数を当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の日から<u>当該前年度の３月31日までの日数で除した値を乗じた量</u> (三) 割当年度の前年度において事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者（当該事業譲渡等の時点において脱炭素成長型投資事業者でない者であって、割当年度の前年度において届出を行った者を含む。以下この(三)及び(四)において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）</u>であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続して行われる<u>工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）</u>であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続して行われる<u>輸送手段</u> 割当年度の前年度において譲渡元又は承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準燃料使用量 (四) 割当年度の前年度において事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）</u>であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続されない<u>工場等又は割当年度の</u>	

46	p105～110 別表第 1 備考⑦	の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続されない輸送手段 当該前年度の燃料使用量に当該前年度の年間総日数を当該譲渡又は承継の日から当該前年度の 3 月 31 日までの日数で除した値を乗じた量 (五) （削除） (五) 割当年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続して行われる輸送手段 割当年度の前年度において承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準燃料使用量 (六) 割当年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない工場等又は割当年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない輸送手段 割当年度の 4 月 1 日から当該承継の日までの燃料使用量に当該年度の年間総日数を当該年度の 4 月 1 日から当該承継の日までの期間で除した値を乗じた量 (七) 割当年度の前 2 か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に1.075を乗じた量以上である工場等又は輸送手段であり、かつ、直近平均エネルギー消費原単位が当該前年度の基準エネルギー消費原単位に1.075を乗じた値未満である工場等又は輸送手段 割当年度の前 2 か年度中の各年度ごとの燃料使用量を平均した量 (八) 割当年度の前 2 か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に0.925を乗じた量以下である工場等又は輸送手段であり、かつ、直近平均エネルギー消費原単位が当該前年度の基準エネルギー消費原単位に0.925を乗じた値より大きい工場等又は輸送手段 割当年度の前 2 か年度中の各年度ごとの燃料使用量を平均した量 (九) 割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、割当年度において(二)から(八)までの基準燃料使用量の変更が必要ない工場等又は輸送手段 当該前年度の基準燃料使用量	技術的修正
47	p110～113 別表第 1 備考⑧	基準燃料使用量に関して、中間整理の事項を適切に反映すべく、以下の傍線とおり修正。⑦の修正に伴うハネ修正等を行う。 = = ⑧ ⑦の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等又は輸送手段であって、割当年度の前 3 年度のいずれかにおいて次の(一)から(四)までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、(一)から(四)までに掲げる場合に依拠して、それぞれ(一)から(四)までに定める方法により基準燃料使用量を算出するものとする。 (一) 工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合（割当年度の前年度において工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合を除く。） 次の（イ）及び（ロ）に掲げる場合に依拠して、それぞれ（イ）及び（ロ）に定める量とする。 （イ） 割当年度の 3 年度前の年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合 当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度及び翌々年度の燃料使用量を平均した量 （ロ） 割当年度の前々年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合 当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度の燃料使用量 (二)～(四) （略）	技術的修正
48	p113～115 別表第 1 備考⑨	基準燃料使用量に関して、中間整理の事項を適切に反映すべく、以下の傍線とおり修正。 = = ⑨ ⑦の(七)及び(八)の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、⑦の(七)に該当する工場等若しくは輸送手段又は⑦の(八)に該当する工場等若しくは輸送手段であり、かつ、割当年度の前年度において次の(一)から(三)までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、割当年度の前年度の基準燃料使用量を割当年度の基準燃料使用量とすることができる。この場合において、割当年度の翌年度の基準燃料使用量の算出に当たっては、当該影響を受けた年度の燃料使用量を割当年度以前の直近 2 か年度（当該影響を受けた年度を除く。）の各年度ごとの燃料使用量を平均した量とする。 (一)～(三) （略）	パブコメ意見を踏まえた修正

49	p115～119 別表第 1 備考⑩	基準エネルギー消費原単位に関して、中間整理の事項を適切に反映すべく、以下の傍線とおり修正。併せて、対応が同じであるケースを統合するよう修正。 = = ⑩ 割当年度における基準エネルギー消費原単位は、次の(一)から(九)までに掲げる工場等又は輸送手段の区分に応じ、それぞれ(一)から(九)までに定める値とする。 (一) (略) (二) 割当年度の前年度において新設した若しくは事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併</u>により脱炭素成長型投資事業者以外の者（割当年度の前年度において届出を行った者を除く。以下この⑩において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等又は割当年度の前年度において新たに導入した若しくは事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併</u>により脱炭素成長型投資事業者以外の者から譲渡された若しくは承継された輸送手段 当該前年度のエネルギー消費原単位 (三) 割当年度の前年度において事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併</u>により脱炭素成長型投資事業者（当該事業譲渡等の時点において脱炭素成長型投資事業者でない者であって、割当年度の前年度において届出を行った者を含む。以下この(三)及び(四)において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等（<u>割当年度の前年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。</u>）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる<u>工場等</u>又は割当年度の前年度において事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併</u>により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（<u>割当年度の前年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。</u>）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる<u>輸送手段</u> 当該前年度において譲渡元又は承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準エネルギー消費原単位 (四) 割当年度の前年度において事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併</u>により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された工場等（<u>割当年度の前年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。</u>）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続されない<u>工場等</u>又は割当年度の前年度において事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併</u>により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（<u>割当年度の前年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。</u>）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続されない<u>輸送手段</u> 当該前年度のエネルギー消費原単位 (五) <u>(削除)</u> (五) 割当年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる<u>工場等</u>又は割当年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる<u>輸送手段</u> 割当年度の前年度において承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準エネルギー消費原単位 (六) 割当年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続されない<u>工場等</u>又は割当年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続されない<u>輸送手段</u> 割当年度の 4 月 1 日から当該承継の日までのエネルギー消費原単位 (七) (略) (八) 割当年度の前 2 か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均エネルギー消費原単位が割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位に0.925を乗じた<u>値以下</u>である工場等又は輸送手段 割当年度の前 2 か年度中の各年度ごとのエネルギー消費原単位を平均した値 (九) 割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、割当年度において(二)から(八)までの基準エネルギー消費原単位の変更が必要ない工場等又は輸送手段 当該前年度の基準エネルギー消費原単位	パブコメ意見を踏まえた修正
----	--------------------	---	---------------

50	p119～122 別表第 1 備考⑪	基準エネルギー消費原単位に関して、中間整理の事項を適切に反映すべく、以下の傍線とおり修正。⑩の修正に伴うハネ修正等を行う。 = = ⑪ ⑩の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等又は輸送手段であって、割当年度の前 3 年度のいずれかにおいて次の(一)から<u>四</u>までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、(一)から<u>四</u>までに掲げる場合に応じて、それぞれ(一)から<u>四</u>までに定める方法により基準エネルギー消費原単位を算出するものとする。 (一) 工場等を新設した若しくは事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された</u>場合（割当年度の前年度において工場等を新設した若しくは事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された</u>場合を除く。） 次の（イ）及び（ロ）に掲げる場合に応じて、それぞれ（イ）及び（ロ）に定める量とする。 （イ） 割当年度の 3 年度前の年度において新設した<u>若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された</u>場合 当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度及び翌々年度のエネルギー消費原単位を平均した値 （ロ） 割当年度の前々年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合 当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度のエネルギー消費原単位 (二) （略） (三) 重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合 当該被害を受けた年度の前年度におけるエネルギー消費原単位を、当該被害を受けた年度におけるエネルギー消費原単位とみなし、基準エネルギー消費原単位を算出する。（被害を受けた年度が 2 か年度以上の場合にあっては、当該被害を受けた年度の前年度におけるエネルギー消費原単位を、当該被害を受けた各年度におけるエネルギー消費原単位とみなし、基準エネルギー消費原単位を算出する。） (四) （略）	技術的修正
51	p122～124 別表第 1 備考⑫	基準エネルギー消費原単位に関して、中間整理の事項を適切に反映すべく、以下の傍線とおり修正。 = = ⑫ ⑩の<u>(七)及び(八)</u>の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、直近平均エネルギー消費原単位が割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位に 1.075 を乗じた値以上である<u>工場等若しくは輸送手段又は直近平均エネルギー消費原単位が割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位に 0.925 を乗じた値以下である工場等若しくは輸送手段</u>であり、かつ、割当年度の前年度において次の(一)から(三)までに掲げる事情がある<u>工場等又は輸送手段</u>については、割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位を割当年度の基準エネルギー消費原単位とすることができる。<u>この場合において、割当年度の翌年度の基準エネルギー消費原単位の算出に当たっては、当該影響を受けた年度のエネルギー消費原単位を割当年度以前の直近 2 か年度（当該影響を受けた年度を除く。）の各年度ごとのエネルギー消費原単位を平均した値とする。</u> (一) 災害により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、<u>基準エネルギー消費原単位</u>の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合 (二)・(三) （略）	パブコメ意見を踏まえた修正
52	p134 別表第 1 備考⑮(一)	「(二)において同じ。」は混焼比率の定義規定に記載すべきところ、熱量の単位において記載されていたため、修正。	技術的修正
53	p135 別表第 1 備考⑯	本指針上における表現揺れの是正等をすべく、別表第 1 備考⑯を以下のとおり、修正。 = = ⑯ 基準活動量を算出するに当たって、活動量が算定できない場合には、次の(一)から(三)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに定める方法により活動量の推計値（以下この⑯において単に「推計値」という。）を算定し、当該推計値を用いて、基準活動量を算出することができる。この場合において、当該事業者は、<u>届出年度の届出の日</u>までに、当該推計値の算出方法を経済産業大臣に届け出なければならない。 (一) 特定事業活動（活動量が燃料使用量であるものを除く。）の活動量を推計する場合であって、推計する期間（<u>以下「推計期間」という。</u>）における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量を計測できる場合 次の（イ）から（二）までに掲げる推計値の算定の対象となる期間に応じ、それぞれ（イ）から（二）までに定める方法 （イ）・（ロ） （略） （ハ） 推計値の算定の対象となる期間が<u>1 月以上 1 年未満の場合</u> 当該年度（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の活動量を当該年度（推計期間を除く。）における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量で除した値に、推計期間における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量及び 0.925 を乗じる方法 （二）（略） (二) 特定事業活動（活動量が燃料使用量であるものを除く。）の活動量を推計する場合であって、推計期間における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量を計測できない場合 次の<u>（イ）から（ハ）までに掲げる推計値の算定の対象となる期間</u>に応じ、それぞれ<u>（イ）から（ハ）までに定める方法</u> （イ）・（ロ） （略） <u>（ハ） 推計値の算定の対象となる期間が 1 月以上の場合 推計期間が属する年度の前 2 か年度中の各年度ごとの活動量を平均した量に、推計期間を当該推計期間が属する年度の年間総日数で除した値を乗じる方法</u> (三) （略）	技術的修正
54	p139.140 別表第 2	「届出継続年度数」では、エネルギー起源排出量、原材料起源排出量、副生燃料起源排出量のいずれの届出継続年度数か、紛れがあるため、「エネルギー起源排出量届出継続年度数」と「原材料起源排出量届出継続年度数」に修	技術的修正

55	p141～147 別表第 2 備考①	基準エネルギー起源排出量に関して、中間整理の事項を適切に反映すべく、以下の傍線とおり修正。併せて、対応が同じであるケースを統合するよう修正。 = = ① 割当年度における基準エネルギー起源排出量は、次の(一)から<u>㊸</u>までに掲げる工場等又は輸送手段の区分に応じ、それぞれ(一)から<u>㊸</u>までに定める量とする。 (一) (略) (二) 割当年度の前年度において新設した若しくは事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併</u>により脱炭素成長型投資事業者以外の者（割当年度の前年度において届出を行った者を除く。以下この①において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等又は割当年度の前年度において新たに導入した若しくは事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併</u>により脱炭素成長型投資事業者以外の者から譲渡された若しくは承継された輸送手段 当該前年度のエネルギー起源排出量に当該前年度の年間総日数を当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の日から当該前年度の 3 月 31 日までの日数で除した値を乗じた量 (三) 割当年度の前年度において事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併</u>により脱炭素成長型投資事業者（当該事業譲渡等の時点において脱炭素成長型投資事業者でない者であって、割当年度の前年度において届出を行った者を含む。以下この(三)及び(四)において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等（<u>割当年度の前年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。</u>）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続して行われる<u>工場等</u>又は割当年度の前年度において事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併</u>により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（<u>割当年度の前年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。</u>）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続して行われる<u>輸送手段</u> 当該前年度において譲渡元又は承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準エネルギー起源排出量 (四) 割当年度の前年度において事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併</u>により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された工場等（<u>割当年度の前年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。</u>）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続されない<u>工場等</u>又は割当年度の前年度において事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併</u>により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（<u>割当年度の前年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。</u>）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続されない<u>輸送手段</u> 当該前年度のエネルギー起源排出量に当該前年度の年間総日数を当該譲渡又は承継の日から当該前年度の 3 月 31 日までの日数で除した値を乗じた量 <u>㊸ 削除</u> <u>㊸</u> 割当年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続して行われる<u>工場等</u>又は割当年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続して行われる<u>輸送手段</u> 割当年度の前年度において承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準エネルギー起源排出量 <u>㊸</u> 割当年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない<u>工場等</u>又は割当年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない<u>輸送手段</u> 割当年度の 4 月 1 日から当該承継の日までのエネルギー起源排出量に当該年度の年間総日数を当該年度の 4 月 1 日から当該承継の日までの期間で除した値を乗じた量 <u>㊸</u> 割当年度の前 2 か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、次の（イ）から（ハ）までのいずれにも該当する<u>工場等又は輸送手段</u> 割当年度の前 2 か年度中の各年度ごとのエネルギー起源排出量を平均した量（イ）・（ロ） (略) （ハ） 基準エネルギー起源排出量の変更後の割当年度の前年度の割当量（エネルギー起源二酸化炭素に係るものに限る。）について第 5 条第 1 号ロ<u>及び別表第 2</u>の規定を準用して算定した量が、基準エネルギー起源排出量の変更前の割当年度の前年度の割当量（エネルギー起源二酸化炭素に係るものに限る。）より大きい場合 <u>㊸</u> 割当年度の前 2 か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、次の（イ）から（ハ）までのいずれにも該当する<u>工場等又は輸送手段</u> 割当年度の前 2 か年度中の各年度ごとのエネルギー起源排出量を平均した量（イ）・（ロ） (略) （ハ） 基準エネルギー起源排出量の変更後の割当年度の前年度の割当量（エネルギー起源二酸化炭素に係るものに限る。）について第 5 条第 1 号ロ<u>及び別表第 2</u>の規定を準用して算定した量が、基準エネルギー起源排出量の変更前の割当年度の前年度の割当量（エネルギー起源二酸化炭素に係るものに限る。）より小さい場合 <u>㊸</u> 割当年度の前年度において届出を行っている工場等であって、割当年度において(二)から<u>㊸</u>までの基準エネルギー起源排出量の変更が必要ない工場等又は輸送手段 当該年度の前年度の基準エネルギー起源排出量	技術的修正事項
----	--------------------	---	---------

56	p147～150 別表第 2 備考②	基準エネルギー起源排出量に関して、中間整理の事項を適切に反映すべく、以下の傍線とおり修正。①の修正に伴うハネ修正等を行う。 = = ② ①の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等又は輸送手段であって、割当年度の前 3 年度のいずれかにおいて次の(一)から(四)までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、(一)から(四)までに掲げる場合に応じて、それぞれ(一)から(四)までに定める方法により基準エネルギー起源排出量を算出するものとする。 (一) 工場等を新設した若しくは事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合を除く。</u>) 次の(イ)及び(ロ)に掲げる場合に応じて、それぞれ(イ)及び(ロ)に定める量とする。 (イ) 割当年度の 3 年度前の年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合 当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度及び翌々年度のエネルギー起源排出量を平均した量 (ロ) 割当年度の前々年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合 当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度のエネルギー起源排出量 (二)～(四) (略)	技術的修正
57	p150～152 別表第 2 備考③	基準エネルギー起源排出量に関して、中間整理の事項を適切に反映すべく、以下の傍線とおり修正。 = = ③ <u>①の(七)及び(八)の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、①の(七)の(イ)から(ハ)までのいずれにも該当する工場等若しくは輸送手段又は①の(八)の(イ)から(ハ)までのいずれにも該当する工場等若しくは輸送手段であり、かつ、割当年度の前年度において次の(一)から(三)までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、割当年度の前年度の基準エネルギー起源排出量を割当年度の基準エネルギー起源排出量とすることができる。この場合において、割当年度の翌年度の基準エネルギー起源排出量の算出に当たっては、当該影響を受けた年度のエネルギー起源排出量を割当年度以前の直近 2 か年度（当該影響を受けた年度を除く。）の各年度ごとのエネルギー起源排出量を平均した値とする。</u> (一)～(三) (略)	パブコメ意見を踏まえた修正
58	p152～154 別表第 2 備考④～⑥	早期排出削減量の算定対象について具体化すべきという意見を踏まえて、別表第 2 備考④から⑥までを以下のとおり修正。 = = ④ <u>エネルギー起源排出量に係る割当量の設定に当たっては、別表第 2 のエネルギー起源二酸化炭素の項の第 2 欄の規定に基づき算出された量に、早期排出削減量（過去のエネルギー起源排出量の削減量を勘案して算定する二酸化炭素の量をいう。⑤において同じ。）に 0.8 を乗じて得た量に、1 から 0.017 に制度開始経過年度数（令和 8 年度においては、1 とし、令和 9 年度以降においては、1 に令和 8 年度からの経過年度数を加算した年度の数をいう。）を乗じた値を減じた値を乗じて得た値を加算することができる。</u> ⑤ ④の早期排出削減量は工場等（小規模工場等は除く。）又は輸送手段ごとに、起点年度平均エネルギー起源排出量（⑥の規定に基づき算出される早期排出削減量の算出の基礎となる量をいう。⑥において同じ。）に 1 から 0.017 に早期排出削減年度数（起点年度（平成 25 年度以降であって、最初に特定工場等となった年度の翌々年度をいい、平成 23 年度時点において、特定工場等に指定されていた工場等については平成 25 年度とする。）から届出を初めて行う年度の前々年度までの年度の数をいう。以下同じ。）を乗じて得た値を減じた値を乗じて得た量から、届出を初めて行う年度の前 3 年度のエネルギー起源排出量の各年度のエネルギー起源排出量の合計量を 3 で除した量を減じた量とする。 ⑥ ⑤の起点年度平均エネルギー起源排出量は、次の(一)及び(二)に掲げる工場等又は輸送手段の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に定める量の合計量とする。 (一) 平成 23 年度から届出を初めて行う年度まで継続して省エネ法定期報告を行っている特定工場等又は輸送手段 <u>平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度に省エネ法又は地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下この(一)及び(二)において「温対法」という。）に基づき国に報告したエネルギー起源排出量の合計量を 3 で除した量に、令和 5 年度から令和 7 年度までの各年度の特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源排出量の合計量を令和 5 年度から令和 7 年度までの各年度において省エネ法又は温対法に基づき国に報告したエネルギー起源排出量の合計量で除した値を乗じた値</u> (二) 平成 24 年度以降に初めて省エネ法定期報告を行った特定工場等又は輸送手段であって、届出を初めて行う年度まで継続して省エネ法定期報告を行っているもの <u>特定工場等に指定された年度の翌年度から当該翌年度の翌々年度までの各年度に省エネ法又は温対法に基づき国に報告したエネルギー起源排出量の合計量を 3 で除した量に、令和 5 年度から令和 7 年度までの各年度の特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源排出量の合計量を令和 5 年度から令和 7 年度までの各年度において省エネ法又は温対法に基づき国に報告したエネルギー起源排出量の合計量で除した値を乗じた値</u>	パブコメを踏まえた修正

59	p154～159 別表第 2 備考⑦	基準原材料起源排出量に関して、中間整理の事項を適切に反映すべく、以下の傍線とおり修正。併せて、対応が同じであるケースを統合するよう修正。 = = ⑦ 割当年度における基準原材料起源排出量は、次の(一)から(九)までに掲げる工場等又は輸送手段の区分に応じて、それぞれ(一)から(九)までに定める量とする。 (一) (略) (二) 割当年度の前年度において新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者（割当年度の前年度において届出を行った者を除く。以下この⑦において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等又は割当年度の前年度において新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者から譲渡された若しくは承継された輸送手段 当該前年度の原材料起源排出量に当該前年度の年間総日数を当該新設又は譲渡若しくは承継の日から当該前年度の 3 月 31 日までの日数で除した値を乗じた量 (三) 割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者（当該事業譲渡等の時点において脱炭素成長型投資事業者でない者であって、割当年度の前年度において届出を行った者を含む。以下この(三)及び(四)において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続して行われる輸送手段 当該前年度において譲渡元又は承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準原材料起源排出量 (四) 割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続されない工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続されない輸送手段 当該前年度の原材料起源排出量に当該前年度の年間総日数を当該譲渡又は承継の日から当該前年度の 3 月 31 日までの日数で除した値を乗じた量 (五) 削除 (五) 割当年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続して行われる輸送手段 割当年度の前年度において承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準原材料起源排出量 (六) 割当年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない工場等又は割当年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない輸送手段 割当年度の 4 月 1 日から当該承継の日までの原材料起源排出量に当該年度の年間総日数を当該年度の 4 月 1 日から当該承継の日までの期間で除した値を乗じた量 (七) (略) (八) 割当年度の前 2 か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均原材料起源排出量が割当年度の前年度の基準原材料起源排出量に0.925を乗じた量以下である工場等又は輸送手段 割当年度の前 2 か年度中の各年度ごとの原材料起源排出量を平均した量 (九) 割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、割当年度において(二)から(八)までの基準原材料起源排出量の変更が必要ない工場等又は輸送手段 当該前年度の基準原材料起源排出量	技術的修正事項
60	p159～162 別表第 2 備考⑧	基準原材料起源排出量に関して、中間整理の事項を適切に反映すべく、以下の傍線とおり修正。(⑦)の修正に伴うハネ修正等を行う。 = = ⑧ ⑦の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等又は輸送手段であって、割当年度の前 3 年度のいずれかにおいて次の(一)から(四)までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、(一)から(四)までに掲げる場合に応じて、それぞれ(一)から(四)までに定める方法により基準原材料起源排出量を算出するものとする。 (一) 工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合（割当年度の前年度において工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合を除く。） 次の（イ）及び（ロ）に掲げる場合に応じて、それぞれ（イ）及び（ロ）に定める量とする。 （イ） 割当年度の 3 年度前の年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合 当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度及び翌々年度の原材料起源排出量を平均した量 （ロ） 割当年度の前々年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合 当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度の原材料起源排出量 (二)～(四) (略)	技術的修正

61	p162、163 別表第 2 備考⑨	基準原材料起源排出量に関して、中間整理の事項を適切に反映すべく、以下の傍線とおり修正。 = = ⑨ ⑦の~~(七)~~及び~~(八)~~の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であつて、直近平均原材料起源排出量が割当年度の前年度の基準原材料起源排出量に1.075を乗じた量以上である<u>工場等若しくは輸送手段</u>又は直近平均原材料起源排出量が割当年度の前年度の基準原材料起源排出量に0.925を乗じた量以下である<u>工場等若しくは輸送手段</u>であり、かつ、割当年度の前年度において次の(一)から(三)までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、割当年度の前年度の基準原材料起源排出量を割当年度の基準原材料起源排出量とすることができる。この場合において、割当年度の翌年度の基準原材料起源排出量の算出に当たっては、<u>当該影響を受けた年度の原材料起源排出量を割当年度以前の直近 2 か年度（当該影響を受けた年度を除く。）の各年度ごとの原材料起源排出量を平均した値とする。</u> (一)～(三) （略）	パブコメ意見を踏まえた修正
62	p163 別表第 2 備考⑩	本指針上における表現揺れの是正等をすべく、別表第 2 備考⑩を以下のとおり、修正。 = = ⑩ 基準エネルギー起源排出量又は基準原材料起源排出量を算出するに当たって、エネルギー起源排出量又は原材料起源排出量が算定できない場合には、次の~~(一)~~及び~~(二)~~に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ~~(一)~~及び~~(二)~~に定める方法によりエネルギー起源排出量又は原材料起源排出量の推計値（以下この⑩において単に「推計値」という。）を算定し、当該推計値を用いて、基準エネルギー起源排出量又は基準原材料起源排出量を算出することができる。この場合において、当該事業者は、<u>届出年度の届出の日</u>までに、当該推計値の算出方法を経済産業大臣に届け出なければならない。 (一)・(二) （略）	技術的修正
63	p166 別表第 3	「届出継続年度数」では、エネルギー起源排出量、原材料起源排出量、副生燃料起源排出量のいずれの届出継続年度数か、紛れがあるため、「副生燃料起源排出量届出継続年度数」に修正。 併せて、前述の修正により副生燃料起源排出量届出継続年度数が別表第 3 において初登場になるため、別表第 3 において定義を行う。 = = 割当年度における基準副生燃料起源排出量に、1 から0.003に<u>副生燃料起源排出量届出継続年度数（工場等又は輸送手段に関して、継続して届出を行っている年度の数をいう。ただし、継続して届出を行っている期間において、基準副生燃料起源排出量に変更（割当年度における変更を含む。）がある場合には、最後に変更があった年度以降に届出を行っている年度の数をいう。）</u>を乗じた値を減じて得た値を乗じて得た量	技術的修正
64	p166～171 別表第 3 備考①	基準副生燃料起源排出量に関して、中間整理の事項を適切に反映すべく、以下の傍線とおり修正。併せて、対応が同じであるケースを統合するよう修正。 = = ① 割当年度における基準副生燃料起源排出量は、次の(一)から~~(九)~~までに掲げる工場等又は輸送手段の区分に応じ、それぞれ(一)から~~(九)~~までに定める量とする。 (一) （略） (二) 割当年度の前年度において新設した若しくは事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併</u>により脱炭素成長型投資事業者以外の者（割当年度の前年度において届出を行った者を除く。以下この①において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等又は割当年度の前年度において新たに導入した若しくは事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併</u>により脱炭素成長型投資事業者以外の者から譲渡された若しくは承継された輸送手段 当該前年度の副生燃料起源排出量に当該前年度の年間総日数を当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の日から当該前年度の 3 月31日までの日数で除した値を乗じた量 (三) 割当年度の前年度において事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併</u>により脱炭素成長型投資事業者（当該事業譲渡等の時点において脱炭素成長型投資事業者でない者であって、割当年度の前年度において届出を行った者を含む。以下この(三)及び四において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等、<u>（割当年度の前年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）</u>であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続して行われる<u>工場等</u>又は割当年度の前年度において事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併</u>により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段、<u>（割当年度の前年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）</u>であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続して行われる<u>輸送手段</u> 当該前年度において譲渡元又は承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準副生燃料起源排出量 (四) 割当年度の前年度において事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併</u>により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された工場等、<u>（割当年度の前年度の 4 月 1 日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）</u>であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続されない<u>工場等</u>又は割当年度	技術的修正事項

		の前年度において事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併</u>により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続されない輸送手段 当該前年度の副生燃料起源排出量に当該前年度の年間総日数を当該譲渡又は承継の日から当該前年度の3月31日までの日数で除した値を乗じた量 (五) 削除 (五) 割当年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続して行われる輸送手段 割当年度の前年度において承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準副生燃料起源排出量 (六) 割当年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない工場等又は割当年度の4月1日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない輸送手段 割当年度の4月1日から当該承継の日までの副生燃料起源排出量に当該年度の年間総日数を当該年度の4月1日から当該承継の日までの期間で除した値を乗じた量 (七)・(八) (略) (九) 割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、割当年度において(二)から(八)までの基準副生燃料起源排出量の変更が必要ない工場等又は輸送手段 当該前年度の基準副生燃料起源排出量	
65	p171～174 別表第3備考⑧②	基準副生燃料起源排出量に関して、中間整理の事項を適切に反映すべく、以下の傍線とおり修正。①の修正に伴うハネ修正等を行う。 = = ② ①の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等又は輸送手段であって、割当年度の前3年度のいずれかにおいて次の(一)から(四)までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、(一)から(四)までに掲げる場合に応じて、それぞれ(一)から(四)までに定める方法により基準副生燃料起源排出量を算出するものとする。 (一) 工場等を新設した若しくは事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併</u>により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併</u>により譲渡された若しくは承継された場合（割当年度の前年度において工場等を新設した若しくは事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併</u>により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、<u>吸収合併若しくは新設合併</u>により譲渡された若しくは承継された場合を除く。） 次の(イ)及び(ロ)に掲げる場合に応じて、それぞれ(イ)及び(ロ)に定める量とする。 (イ) 割当年度の3年度前の年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合 当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度及び翌々年度の副生燃料起源排出量を平均した量 (ロ) 割当年度の前々年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合 当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度の副生燃料起源排出量 (二)～(四) (略)	技術的修正
66	p174～176 別表第3備考③	基準副生燃料起源排出量に関して、中間整理の事項を適切に反映すべく、以下の傍線とおり修正。 = = ③ ①の(七)及び(八)の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、直近平均副生燃料起源排出量が割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量に1.075を乗じた量以上である工場等若しくは輸送手段又は直近平均副生燃料起源排出量が割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量に0.925を乗じた量未満である工場等若しくは輸送手段であり、かつ、割当年度の前年度において次の(一)から(三)までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量を割当年度の基準副生燃料起源排出量とすることができる。<u>この場合において、割当年度の翌年度の基準副生燃料起源排出量の算出に当たっては、当該影響を受けた年度の副生燃料起源排出量を割当年度以前の直近2か年度（当該影響を受けた年度を除く。）の各年度ごとの副生燃料起源排出量を平均した値とする。</u> (一)～(三) (略)	パブコメ意見を踏まえた修正
67	p176～179 別表第3備考④	p2第5条第3号へで規定していた副生燃料排出量の調整規定について、別表第3備考④にマージすべく、以下のとおり修正。 = = ④ 副生燃料起源排出量は次の(一)及び(二)に掲げる量を合算した量から、(三)に掲げる量を減じた量とする。 (一) 特定事業活動（次の表の上欄に掲げるものに限る。）における副生燃料使用量に、副生燃料の排出係数（<u>施行規則第6条第1項の表の1の項の第2欄に掲げる副生燃料の使用の区分に応じて、それぞれ同表の第4欄に掲げる係数をいう。(二)及び(三)において同じ。</u>）から業種平均排出係数（同表の上欄に掲げる特定事業活動の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める係数をいう。）に0.85を乗じて得た値を減じた値を乗じて得た量 表 (略) (二) 特定事業活動（活動量が燃料使用量であるものに限る。）及び特定事業活動以外の事業活動における副生燃料使用量に、副生燃料の排出係数を乗じて得た量 (三) 特定事業活動（主務省令第2条第2項第4号のカーボンブラックの製造工程に係る事業活動及び主務省令第2条第2項第12号イの高炉による銑鉄の製造工程に係る事業活動に限る。）に伴い発生した副生燃料のうち他者に供給した副生燃料の量に、副生燃料の排出係数を乗じて得た量	パブコメ意見を踏まえた修正

68	p176～179 別表第 4 備考④の表	主務省令においてBMに係る規定を修正したことに伴う以下のハネ修正を行う。また、対象を明確化すべく「主務省令第 2 条第 2 項第11号の生石灰及び軽焼ドロマイトの製造工程のうち焼成工程に係る事業活動（ <u>原材料起源二酸化炭素に係るものを除く。</u> ）」に修正する。 ＝ ＝ ・「主務省令第 2 条第 2 項第 3 号のソーダ製造工程のうち電解工程に係る事業活動」を「主務省令第 2 条第 2 項第 3 号のソーダの製造工程のうち電解工程に係る事業活動」に修正。 ・「主務省令第 2 条第 2 項第 8 号の板ガラス製造工程のうち素板工程に係る事業活動」を「主務省令第 2 条第 2 項第 8 号の板ガラスの製造工程のうち素板工程に係る事業活動」に修正。 ・「主務省令第 2 条第 2 項第 9 号のガラスびん製造工程に係る事業活動」を「主務省令第 2 条第 2 項第 9 号のガラスびんの製造工程に係る事業活動」に修正。 ・「主務省令第 2 条第 2 項第10号のセメント製造工程に係る事業活動」を「主務省令第 2 条第 2 項第10号のセメントの製造工程に係る事業活動」に修正。	技術的修正
69	p179 別表第 3 備考⑤	本指針上における表現揺れの是正等をすべく、別表第 3 備考⑤を以下のとおり、修正。 ＝ ＝ ⑤ 基準副生燃料起源排出量を算出するに当たって、副生燃料起源排出量が算定できない場合には、次の(一)から(三)までに掲げる推計値の算定の対象となる期間に応じ、それぞれ(一)から(三)までに定める方法により副生燃料起源排出量の推計値（以下この⑤において単に「推計値」という。）を算定し、当該推計値を用いて、基準副生燃料起源排出量を算出することができる。この場合において、当該事業者は、 <u>届出年度の届出の日</u> までに、当該推計値の算出方法を経済産業大臣に届け出なければならない。 (一)～(三) （略）	技術的修正

4．二酸化炭素の排出量の算定の基盤が整備されていない者その他特別な配慮を必要とする者として経済産業大臣及び国土交通大臣が定める者を定める告示（案）の変更点

整理番号	修正箇所	修正内容	備考
1	p3 表 「事業用貨物自動車による貨物の輸送」の欄の上欄	「事業用貨物自動車」が 2 箇所で定義がなされており、上欄中の「（以下「事業用貨物自動車」という。）」が不要であったため、削除。	技術的修正
2	p4 表 「船舶による旅客の輸送」の欄の中欄	「 <u>以下同じ。</u> 」とすべきところ、「 <u>以下この表において同じ。</u> 」となっていたため、修正。	技術的修正

5．旅客輸送密度及び旅客営業キロの算定に関し必要な事項を定める告示（案）の変更点

整理番号	修正箇所	修正内容	備考
1	p1 第 1 条	「 <u>以下「法」という。</u> 」にすべきところ、「 <u>次条において「法」という。</u> 」となっていたため、修正。	技術的修正
2	p1 第 1 条	「 <u>以下「施行規則」という。</u> 」にすべきところ、「 <u>次案において「施行規則」という。</u> 」となっていたため、修正。	技術的修正

6．脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の規定に基づき参考上限取引価格及び調整基準取引価格を定める告示（案）の変更点

整理番号	修正箇所	修正内容	備考
1	p1 冒頭	冒頭、「経済産業省告示第 号」とすべきところ、「経済産業省示第 号」となっていたため、修正。	技術的修正